

# 第2期 富山市障害福祉計画

計画期間 ▶ 平成21年度～平成23年度



富山市

# 第2期富山市障害福祉計画

平成21年3月  
富山市

この計画は、障害者自立支援法第88条に基づく第2期富山市障害福祉計画です。障害者自立支援法は、附則第3条第1項において、次の規定を設けています。

(検討)

第3条 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

この規定により、第2期障害福祉計画期間（平成21年度～平成23年度）中に障害者自立支援法の見直し等が行われた場合、それに伴い、計画期間中に、この計画の内容等を変更することがあります。

---

## 第 1 部 総 論

---

1 障害者自立支援法制定の背景	2
2 新しいサービス体系	3
(1) 新たな自立支援システム	3
(2) 障害福祉サービス	4
3 現状の課題	5
(1) 居宅生活支援サービス	5
(2) 施設訓練等サービス	6
(3) 精神科病院入院者	6
(4) まとめ	7
4 計画の性格等	8
(1) 計画の性格	8
(2) 計画の範囲	8
(3) 計画の期間	8
(4) 目標年度	8
5 基本的理念	9
(1) 障害のある人の自己決定と自己選択の 尊重	9
(2) 障害の種類や地域におけるサービス格 差の解消	9
(3) 新たな課題に対応したサービス提供体 制の整備	9
6 計画の策定方法	10
(1) ニーズ等の把握	10
(2) 計画の策定体制	10

## 第 2 部 サービス利用者等

---

1 自立支援サービス利用者	12
(1) 障害程度区分認定者	12
(2) 障害程度区分調査方法の満足度	13
(3) 障害程度区分の調査が不満の理由	14
(4) 障害程度区分調査員の理解度	15
(5) 障害程度区分認定に対する自己判定	16
(6) 障害福祉サービス支給決定者	17
(7) 地域生活支援事業利用決定者	17
2 自立支援サービス利用者の属性	18
(1) 性・年齢	18
(2) 家族の平均人数	19
(3) 障害者手帳	20
(4) 身体障害者手帳所持者の障害の種類	20
(5) 障害者手帳の等級	21
(6) 要介護認定	21
(7) 配偶者	22
3 障害者手帳所持者	23
(1) 身体障害者手帳所持者	23
(2) 療育手帳所持者	24
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者	24

---

---

### 第3部 日中活動系・居住系サービスの数値目標の根拠

---

1 新体系サービス利用者	26
2 障害福祉サービス事業等移行計画調査結果	26
3 他県施設利用者の推計	28
4 退院可能な精神に障害のある人の地域移行の見込量	29
5 特別支援学校卒業者のサービス見込量	30
6 新規入所・入居者の推計	31
7 施設退所者の推計	32
8 日中活動系・居住系サービスの合計	33

---

### 第4部 3つの目標

---

1 国の基本指針	36
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	36
(2) 入院中の精神に障害のある人の地域生活への移行	36
(3) 福祉施設から一般就労への移行	36
2 福祉施設の入所者の地域生活への移行	37
3 入院中の精神に障害のある人の地域生活への移行	39
4 福祉施設から一般就労への移行	39

---

### 第5部 障害福祉サービス

---

1 訪問系サービス	42
2 日中活動系サービス	44
(1) 生活介護	44
(2) 自立訓練（機能訓練）	46
(3) 自立訓練（生活訓練）	47
(4) 就労移行支援	48
(5) 就労継続支援（A型）	50
(6) 就労継続支援（B型）	51
(7) 療養介護	52
(8) 児童デイサービス	53
(9) 短期入所	55
(10) 旧法施設支援（通所）事業所	56

---

3 居住系サービス	57
(1) グループホーム・ケアホーム	57
(2) 施設入所支援	59
4 サービス利用計画の作成	62

## 第6部 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業の概要	64
(1) 目的	64
(2) 事業内容	64
2 相談支援事業	65
(1) 障害者相談支援事業・障害児等療育支援事業	65
(2) 富山市障害者自立支援協議会	65
(3) 相談支援機能強化事業	66
(4) 成年後見制度利用支援事業	66
3 相談支援事業以外の必須事業	66
(1) コミュニケーション支援事業	66
(2) 日常生活用具給付等事業	67
(3) 移動支援事業	68
(4) 地域活動支援センター	69
4 任意事業	70
(1) 訪問入浴サービス事業	70
(2) 日中一時支援事業	71
(3) そのほかの任意事業	73

## 第7部 計画の推進に向けて

1 障害者自立支援協議会	76
(1) 地域自立支援協議会	76
(2) 富山市障害者自立支援協議会	76
2 一般就労への移行支援	77
(1) 事業者への啓発、広報	77
(2) 雇用機会の拡大	77
(3) 雇用・就労の支援	77
3 介護保険サービス提供事業所の利用	78
4 虐待防止に対する取組み	78
5 広報・啓発	79

---

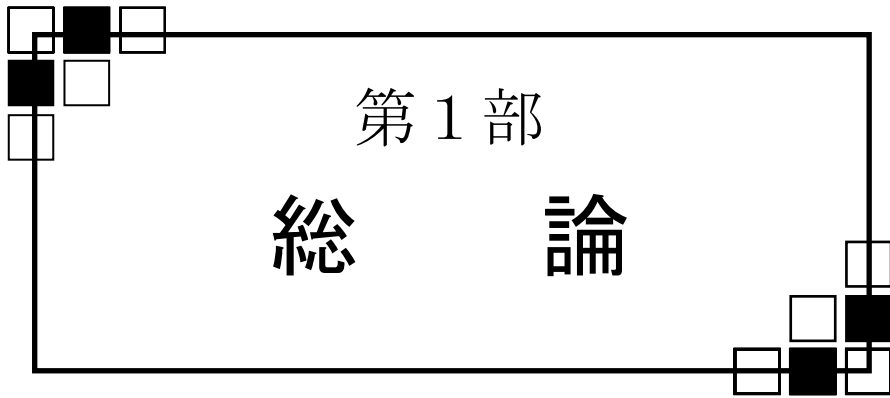


---

## 第8部 資料

---

第1 数値目標のまとめ	82
1 障害福祉サービス	82
2 地域生活支援事業	83
第2 自立支援サービス利用者調査の概要	84
1 調査の概要	84
(1) 調査の目的	84
(2) 調査方法等	84
(3) 回収結果	84
2 住居・生活場所	85
3 外出	87
4 障害福祉サービス等	88
(1) 障害福祉サービス等の利用度・周知度	88
(2) 障害者自立支援法によるサービスの良くなった点と悪くなった点	90
5 地域生活支援事業	93
(1) 地域生活支援事業の利用度・周知度	93
(2) 地域生活支援事業によるサービスの良くなった点と悪くなった点	94
第3 富山市障害者自立支援協議会	97
1 富山市障害者自立支援協議会設置要綱	97
2 富山市障害者自立支援協議会委員名簿	99
第4 第2期富山市障害福祉計画策定経過	100



第1部

総論



## 1 障害者自立支援法制定の背景

わが国の障害福祉制度は、行政がサービス利用を決定する措置制度の下で実施されてきましたが、平成15年度からは、利用者の選択による契約に改めた支援費制度が導入されました。これにより、ホープヘルプサービス等の利用者が大幅に増加しました。

しかしながら、想定外の利用量急増により財源不足に陥ったことや、各種サービスの提供や相談支援体制についての市町村格差が目立ってきました。また、精神に障害のある人は支援費制度の対象になっていなかったこともあって、身体や知的障害のある人のサービスに比較して立ち後れが指摘されていました。さらに、福祉施設や事業体系については、利用者の入所期間の長期化等により、その本来の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあるほか、入所者の地域生活への移行や就労の支援といった新たな課題への対応が求められていました。このような状況への対応策として、平成17年11月、障害者自立支援法が公布されました。主な改正点は次のとおりです。

### ① 障害福祉サービスの一元化

サービス提供主体が市町村に一元化されました。また、障害のある人の自立支援を目的とした福祉サービスは、障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、共通の制度により提供することとされました。

### ② 障害のある人がもっと「働ける社会」に

一般就労へ移行することを目的とした就労移行支援事業を創設するなど、働く意欲と能力のある障害のある人が企業等で働けるよう、福祉側から支援することとされました。

### ③ 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

市町村が地域の実情に応じて障害福祉に取り組み、障害のある人が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制が緩和されました。

### ④ 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準が透明化、明確化されました。

### ⑤ 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し、支え合う仕組みの強化

#### i 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」

障害のある人が福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量と所得に応じた公平な利用者負担が求められるようになりました。

ii 国の「財政責任の明確化」

福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも、国が義務的に負担する仕組みに改められました。

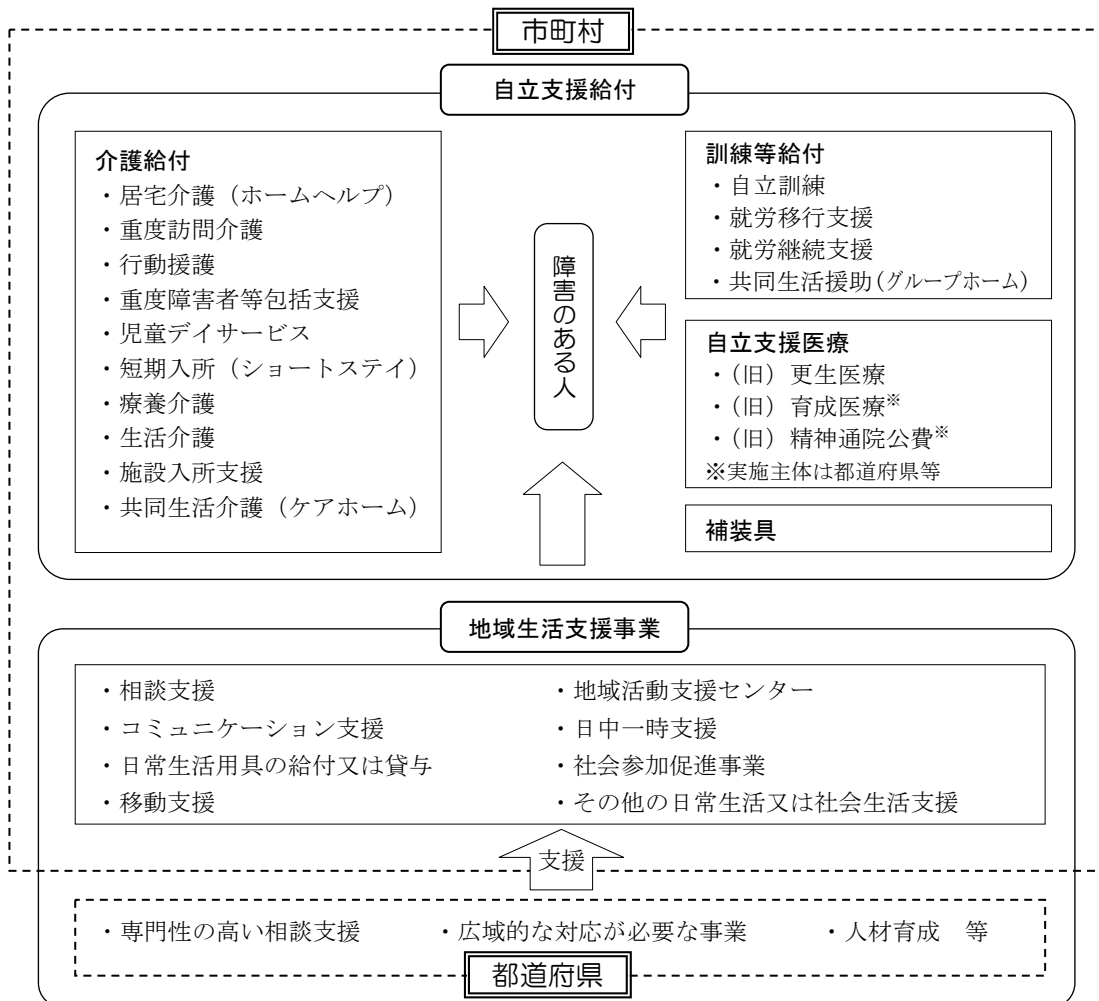
障害者自立支援法では、以上の改正内容等を担保するために、市町村および都道府県に障害福祉計画の策定を義務づけています。

## 2 新しいサービス体系

### (1) 新たな自立支援システム

障害者自立支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

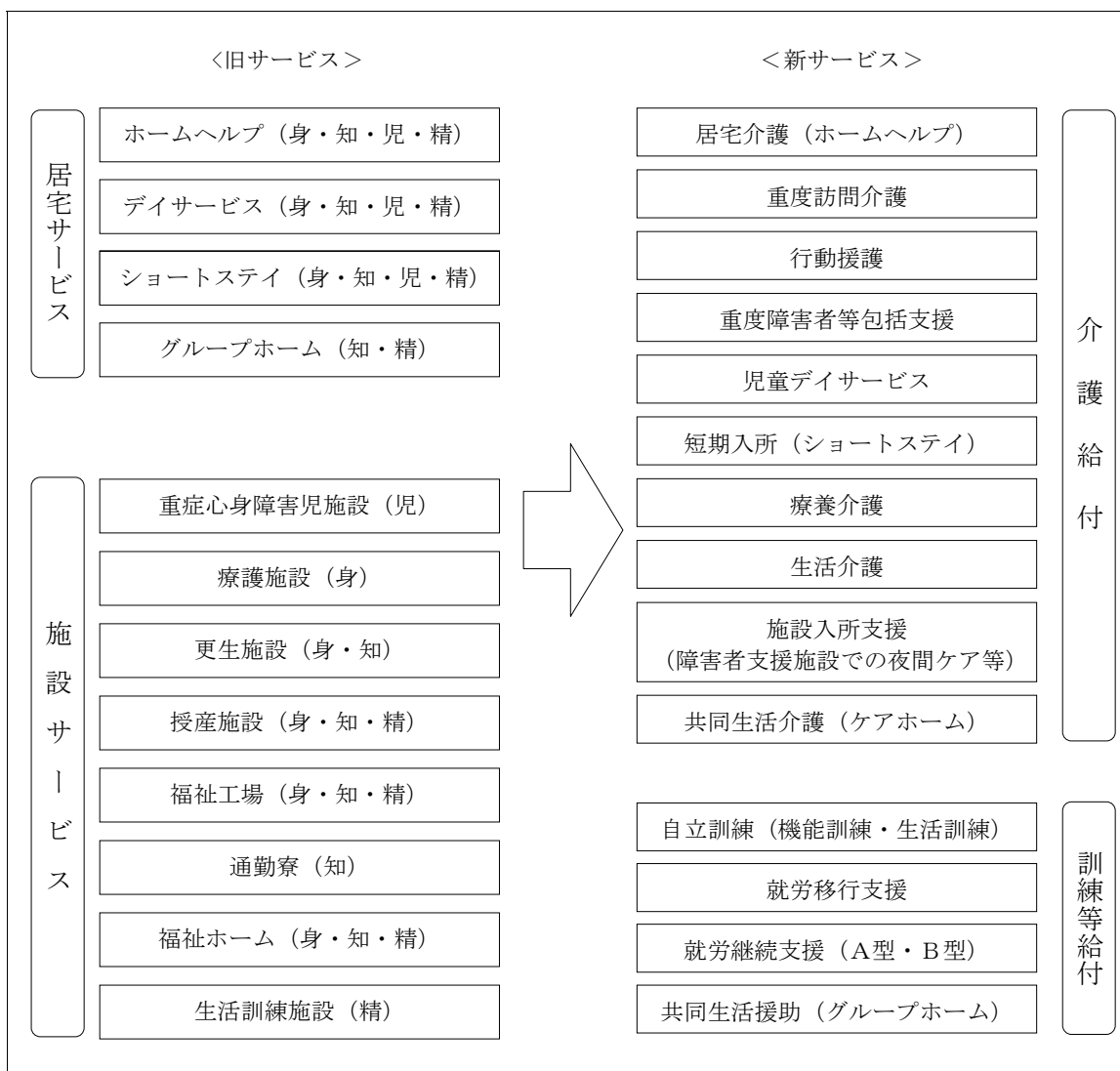
図1-1 新たな自立支援システム



(2) 障害福祉サービス

障害者自立支援法により、障害のある人の自立支援を目的とする福祉サービスの体系が大きく変わりました。従来、身体・知的・精神という障害の種類ごとに行われていたサービスを一元化したこと、「居宅サービス」「施設サービス」を「介護給付」「訓練等給付」にしたこと、日中活動の場と居住の場を分けたことなどです。「介護給付」とは、「居宅介護」「重度訪問介護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「児童デイサービス」「短期入所」「療養介護」「生活介護」「施設入所支援」「ケアホーム」をいい、「訓練等給付」とは、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「グループホーム」をいいます。「障害福祉サービス」とは、上記14サービスの総称です。

図1-2 障害福祉サービスの体系



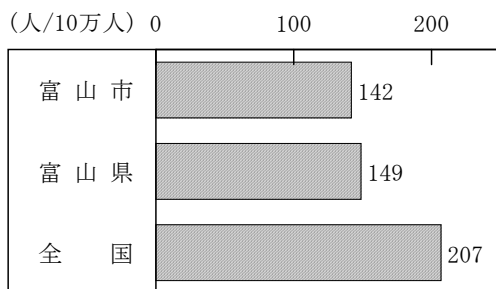
### 3 現状の課題

#### (1) 居宅生活支援サービス

図1-3は、本市、富山県および全国の平成16年10月の居宅系サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、通所施設およびグループホームをいいます）の人口10万人あたりの利用者数の比較です。富山県の居宅系サービスの利用者は、全国平均より少なく、本市はさらに富山県より少なくなっています。図1-4のホームヘルプサービスの利用者数も、本市および富山県は、全国平均よりかなり少なくなっています。なお、富山県のホームヘルプサービス利用者数は、秋田県、茨城県および佐賀県と並んで最も少ない県の一つとなっています。

本市の居宅生活支援サービス利用者は、全国平均よりかなり少ないという結果となっています。

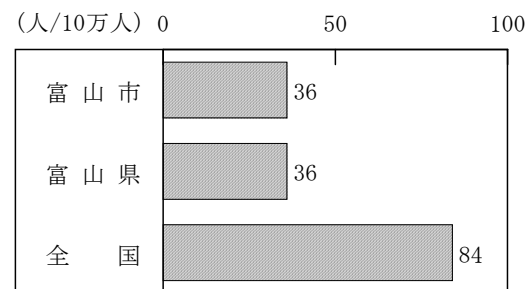
図1-3 居宅系サービスの利用者数



- (注) 1 人口10万人あたりの利用者数  
2 精神に障害のある人のサービスおよび障害のある児童の通所施設は含まれていない。

資料：富山県および全国は、厚生労働省「障害福祉サービスの実施状況等について」(平成16年10月分)

図1-4 ホームヘルプサービスの利用者数



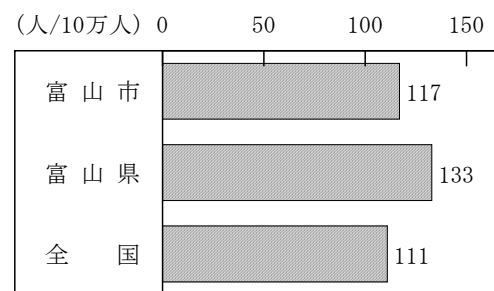
- (注) 1 人口10万人あたりの利用者数  
2 精神に障害のある人は含まれていない。

資料：富山県および全国は、厚生労働省「障害福祉サービスの実施状況等について」(平成16年10月分)

(2) 施設訓練等サービス

図1-5により、入所施設の利用者数をみると、本市は富山県平均よりも少ないものの、全国平均より多くなっています。厚生労働省の示した「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます）においては、「第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者数から7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい」とされています。

図1-5 入所施設の利用者数



(注) 1 人口10万人あたりの利用者数  
 2 精神に障害のある人および障害のある児童は含まれていない。

資料：富山県および全国は、厚生労働省「障害福祉サービスの実施状況等について」（平成16年10月分）

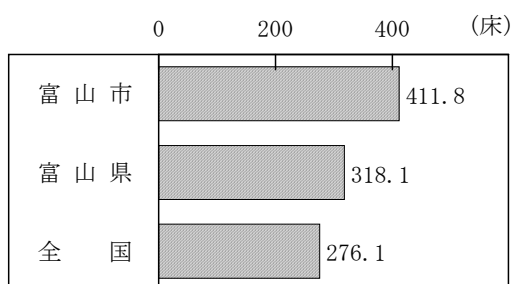
(3) 精神科病院入院者

富山市の人口10万人あたりの精神科病床数は411.8床と、全国平均より50%近くも多くなっています（図1-6）。図1-7は、精神科病床平均在院日数の比較です。本市は、全国、富山県よりは少ない日数になっていますが、精神科病院入院者が平均で318.8日入院していることとなります。一般病床の入院期間の全国平均が19.2日ですから、精神科病院入院者の入院期間は非常に長いことがわかります。入院されている精神に障害のある人のなかには、入院治療をするほどではないが、居場所がないため入院されている、いわゆる社会的入院に該当する人もいると考えられます。

基本指針においては、「入院中の精神障害者の地域生活への移行」が規定されています。具体的な数値として、精神科病院入院者で受け入れ条件が整えば退院可能な人数について、国は富山県全体で500人、精神科病院入院者の14.6%としていましたが、県は富山県全体で343人、精神科病院入院者の10.2%としました。いずれにしても、精神科病院退院者の地域における居場所の確保に努める必要があります。

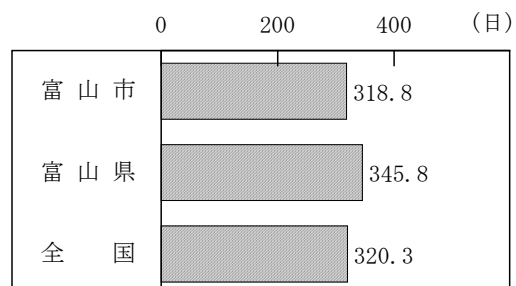
また、精神に障害のある人に対する訪問系サービスは全国的に立ち遅れており、その充実にも努める必要があります。

図1-6 人口10万人あたりの精神科病床数



資料：厚生労働省「平成18年病院報告」

図1-7 精神科病床平均在院日数



資料：厚生労働省「平成18年病院報告」

#### (4) まとめ

本市の障害のある人に対して施設を使用して行うサービスは、全国平均と比較して非常に充実しているといえます。特に、入所（院）施設において顕著です。しかし、居場所がなくて入所（院）している「社会的入所（院）」に該当する障害のある人も少なくないと考えられます。障害者自立支援法は、第3条において「国民の責務」として、「すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならない」としています。障害のある人が自立した地域生活を送るための住宅、グループホーム、ケアホーム等の確保に努める必要があります。

## 4 計画の性格等

### (1) 計画の性格

- ① この計画は、障害者自立支援法第88条に定める障害福祉計画であり、厚生労働省の示した基本指針に即して策定しました。
- ② この計画は、「富山市障害者計画」の障害福祉サービス分野の実施計画という性格を有しています。

### (2) 計画の範囲

- ① 障害福祉サービスの対象は、身体に障害のある人、知的障害のある人および精神に障害のある人です。
- ② この計画の対象地域は、富山市ですが、「新とやま障害者自立共生プラン」で定められた富山障害保健福祉圏域に属する市町村と連携しながら推進します。

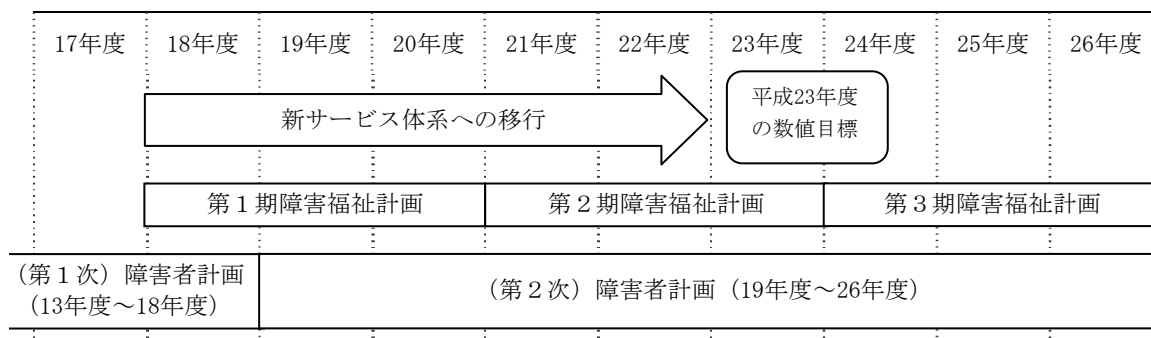
### (3) 計画の期間

この計画は、平成21年度から平成23年度の3年間を計画期間とします。なお、平成23年度には必要な見直しを行い、平成24年度から平成26年度を計画期間とする第3期障害福祉計画を策定します。

### (4) 目標年度

障害者自立支援法により、第1期計画時点の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了するのは、平成23年度末です。本計画においては、平成23年度を目標年度と位置づけ、目標年度において達成すべきサービス提供量や計画達成の指標などを数値目標として設定します。

図1-8 計画の期間



---

---

## 5 基本的理念

障害のある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念および「ノーマライゼーション社会」の実現をめざす富山市障害者計画を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成し、推進します。

### (1) 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害のある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備に努めます。

### (2) 障害の種類や地域におけるサービス格差の解消

身体障害、知的障害および精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度が一元化されました。これを契機として、立ち遅れている精神に障害のある人の各種サービスの充実に努めます。また、本市は市街地から山間地までを含む広大な市域を有していますが、障害のある人が本市のどこに住んでいても適切なサービスを受けることができるサービス提供体制の充実に努めます。

### (3) 新たな課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備に努めます。



## 6 計画の策定方法

### (1) ニーズ等の把握

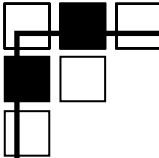
平成20年9月、「第2期富山市障害福祉計画」策定の基礎資料とすることを目的として、障害者自立支援法による障害福祉サービス支給決定者および障害福祉サービス支給決定を受けていない地域生活支援事業受給者証所持者に、平成18年度から施行された障害者自立支援法によるサービスの影響等についてお聞きしました。

表1-1 回収結果

配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
1,244人	657人	652人	52.4%

### (2) 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、審議機関として富山市障害者自立支援協議会を設け、事務局は福祉保健部障害福祉課が担当しました。



第2部

サービス利用者等



# 1 自立支援サービス利用者

## (1) 障害程度区分認定者

障害者自立支援法の障害程度区分は、18歳以上が区分1～6、18歳未満が区分1～3となっています。また、障害者自立支援法による改正前の身体障害者福祉法および知的障害者福祉法に基づく入所施設・通所施設（以下「旧法施設支援」といいます）利用者については、区分A～Cとなっています。平成20年6月現在、18歳以上の障害程度区分認定者は631人、区分A～Cは667人、18歳未満の障害程度区分認定者は225人、合計1,523人です（図2-1）。この合計数は、3つの手帳所持者の合計の7%に届きません。

障害福祉サービスのうち、表2-1のサービスは該当する障害程度区分でなければ受けられません。訓練等給付など、表2-1に該当しないサービスであっても、障害程度区分一次判定を受けなければなりません。

図2-1 障害程度区分認定者数の推移

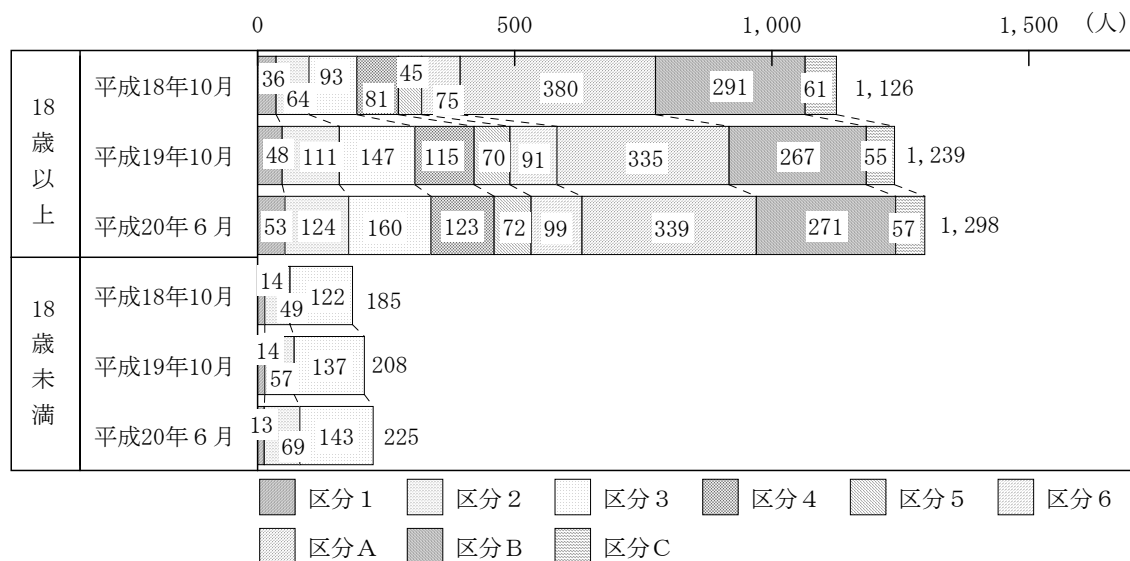


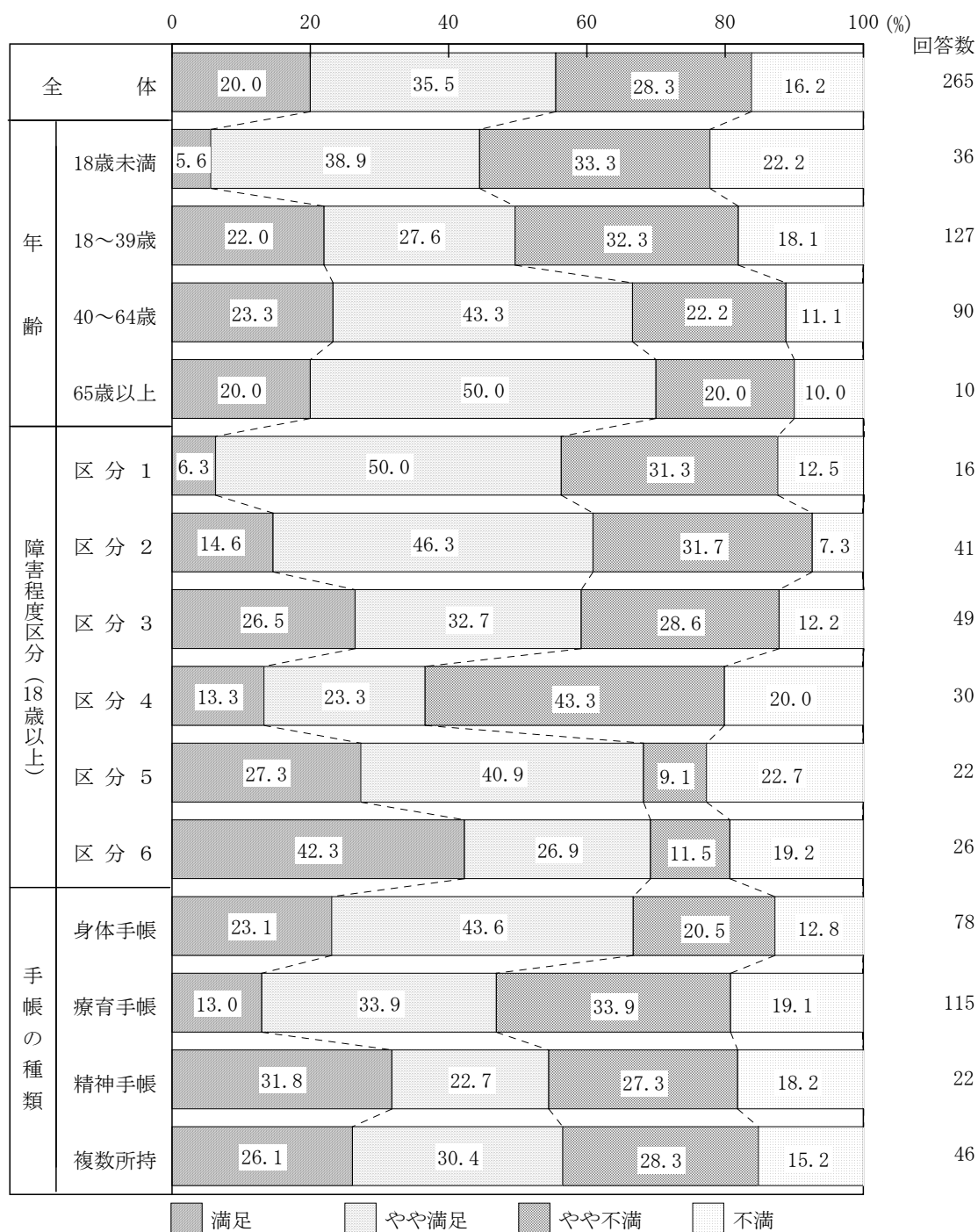
表2-1 障害程度区分認定が必要なサービス

サービス名	対象区分等	サービス名	対象区分等
居宅介護	区分1以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上）	生活介護	区分3以上（50歳以上は区分2以上）
重度訪問介護	区分4以上（他に該当条件あり）	療養介護	区分5以上（他に該当条件あり）
行動援護	区分3以上（他に調査項目あり）	ケアホーム	区分2以上
重度障害者等包括支援	区分6（他に該当条件あり）	施設入所支援	区分4以上（50歳以上は区分3以上）

(2) 障害程度区分調査方法の満足度

平成20年9月に行った自立支援サービス利用者調査結果では、調査の方法に満足しているのは55.5%＜「満足」(20.0%)＋「やや満足」(35.5%)＞、不満は44.5%＜「やや不満」(28.3%)＋「不満」(16.2%)＞です。「満足」が高いのは、障害程度区分(18歳以上)の区分6、手帳の種類の精神障害者保健福祉手帳所持者です。

図2-2 障害程度区分調査方法の満足度(障害程度区分認定者)



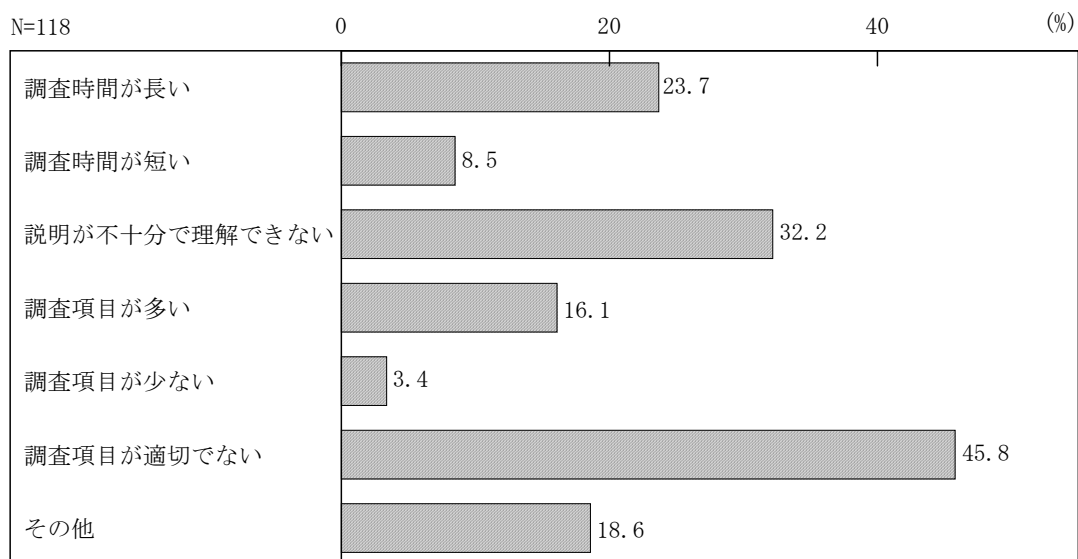
(注) 無回答を除いて計算した。

(3) 障害程度区分の調査が不満の理由

前問で「やや不満」「不満」と回答した118人に、不満の理由をたずねた結果が図2-3です。「調査項目が適切でない」(45.8%)、「説明が不十分で理解できない」(32.2%)、「調査時間が長い」(23.7%)などが高い率を示しています。

障害程度区分の調査が不満な人の「その他」の理由として、「知的障害者の障害程度区分が低く評価される」「調査員の個々の考え、価値観で決まってしまうかねない質問があったような気がする」「必要がある人だけ毎年調査してほしいです。固定している人は、数年ごとにしてほしいです」「何回も呼び出されて出ていくのが大変なことがわからないのだろうか」「3障害共通の質問は変だと思います」「調査の結果の決定、説明がされない」などの記述がありました。

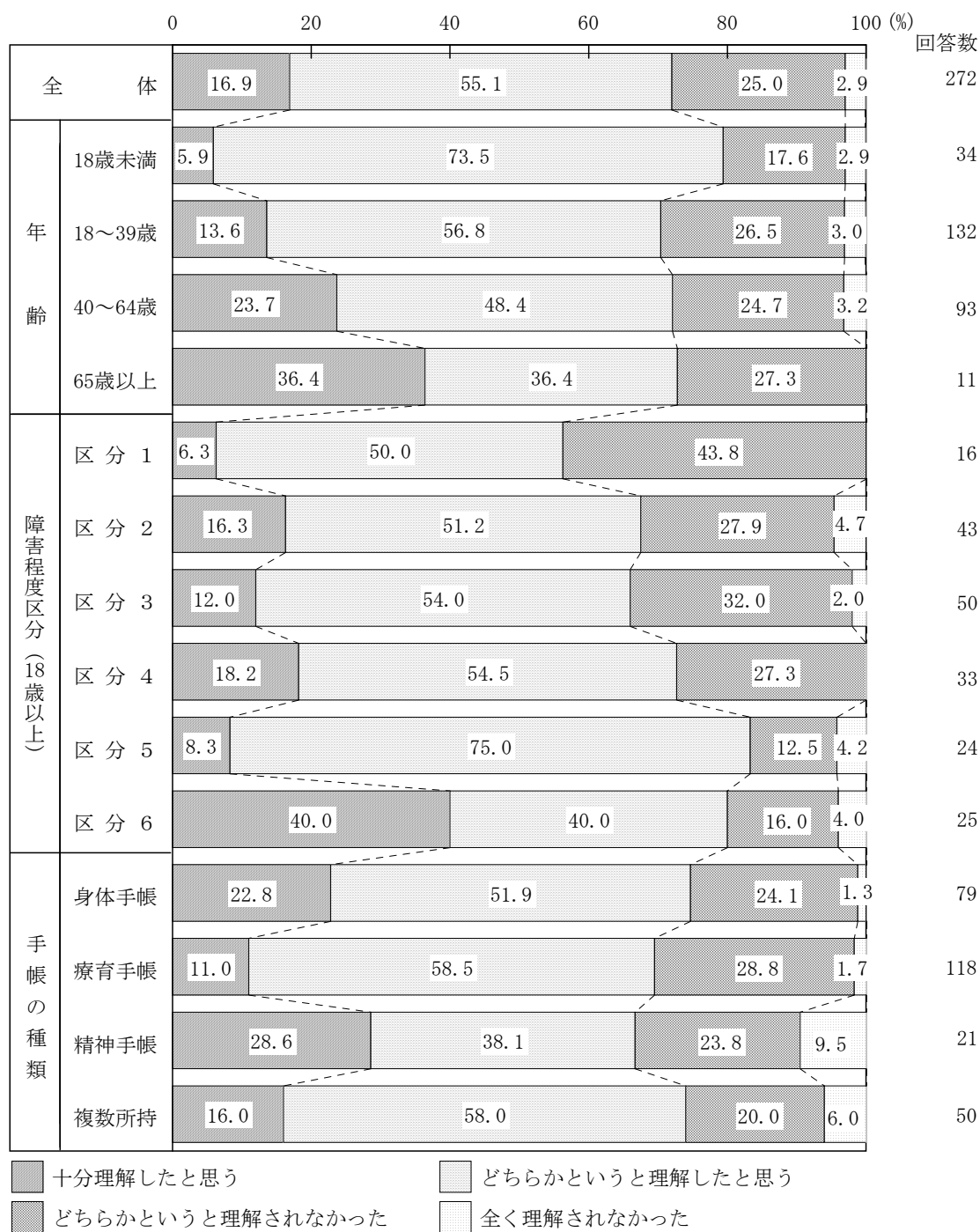
図2-3 障害程度区分の調査が不満の理由（障害程度区分認定者・複数回答）



#### (4) 障害程度区分調査員の理解度

「あなたの調査を行った調査員は、あなたの状況を理解したと思いますか」という設問に対しては、「理解したと思う」は72.0%、「十分理解したと思う」(16.9%) + 「どちらかという理解したと思う」(55.1%) >、「理解されなかった」は27.9%、「どちらかという理解されなかった」(25.0%) + 「全く理解されなかった」(2.9%) >です。

図2-4 障害程度区分調査員の理解度（障害程度区分認定者）

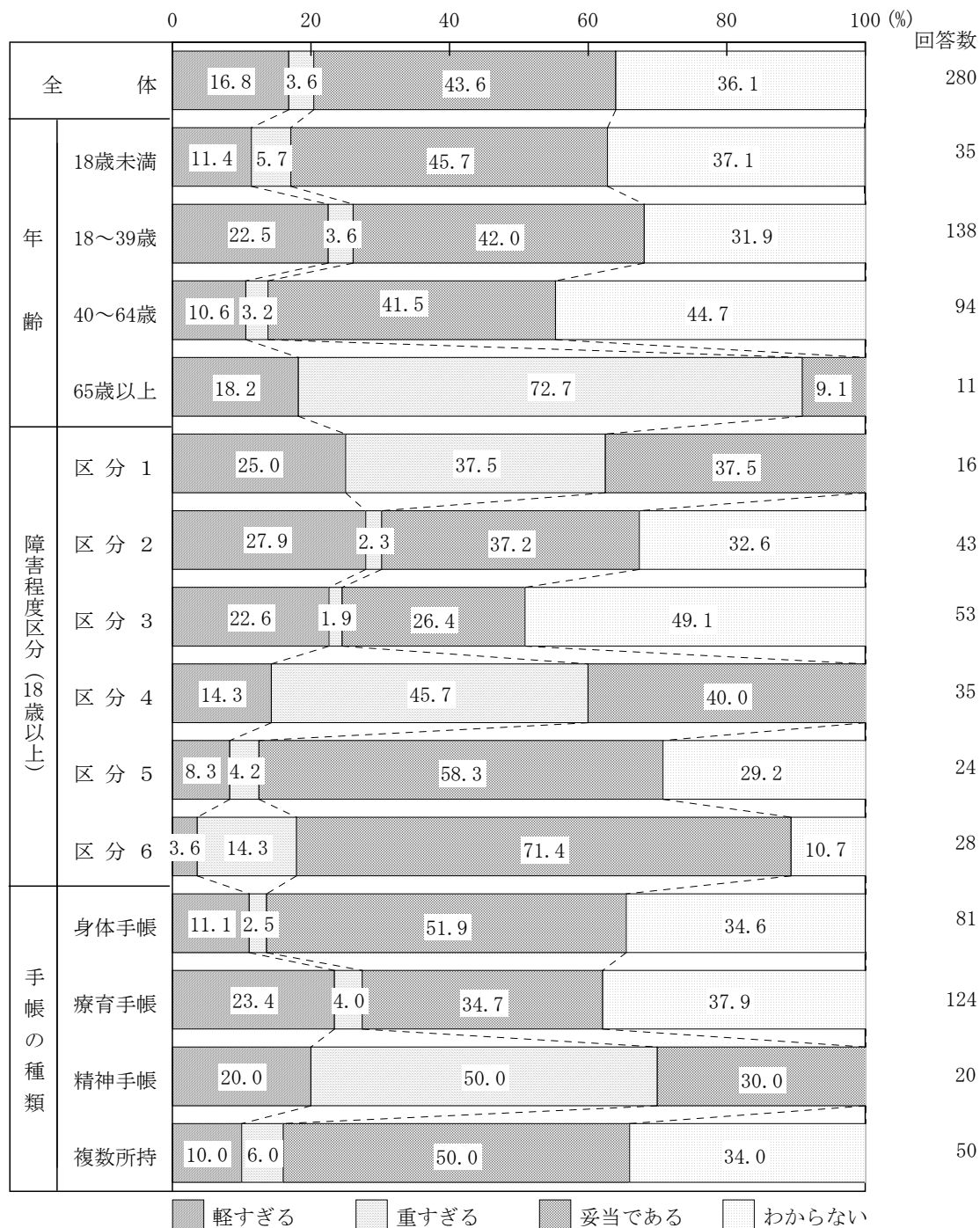


(注) 無回答を除いて計算した。

(5) 障害程度区分認定に対する自己判定

自分の障害程度区分について、「妥当である」と考えている人は43.6%です。「軽すぎる」が16.8%、「重すぎる」が3.6%となっており、「わからない」と答えた人が36.1%もいます。「軽すぎる」は、年齢別の18～39歳、障害程度区分（18歳以上）の区分1～3、手帳の種類別の療育手帳所持者が高くなっています。

図2-5 障害程度区分認定に対する自己判定（障害程度区分認定者）

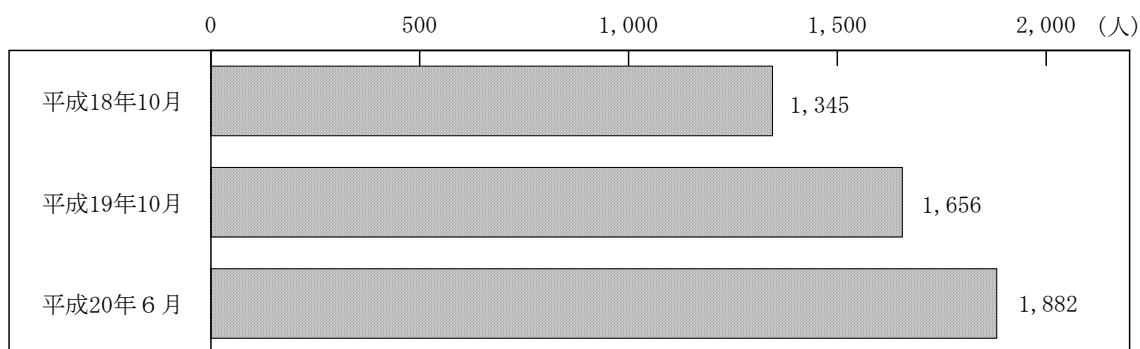


(注) 無回答を除いて計算した。

## (6) 障害福祉サービス支給決定者

障害福祉サービスを受けるためには、サービスの支給決定と障害福祉サービス受給者証の交付を受けなければなりません。図2-6は障害福祉サービス支給決定者数の推移ですが、年々増加を続けています。

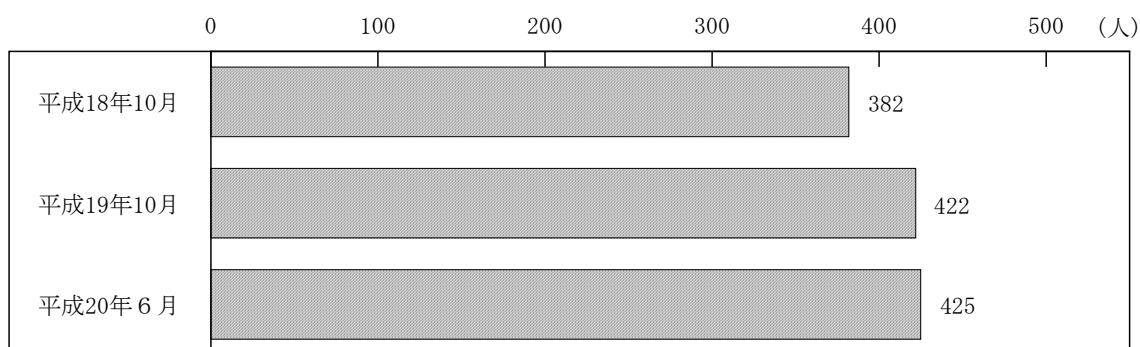
図2-6 障害福祉サービス支給決定者数の推移



## (7) 地域生活支援事業利用決定者

地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター（Ⅱ型）事業および訪問入浴サービス事業を利用するためには、サービスの利用決定を受けなければなりません。図2-7は地域生活支援事業利用決定者数の推移ですが、障害福祉サービス支給決定者の2割強となっています。

図2-7 地域生活支援事業利用決定者数の推移





## 2 自立支援サービス利用者の属性

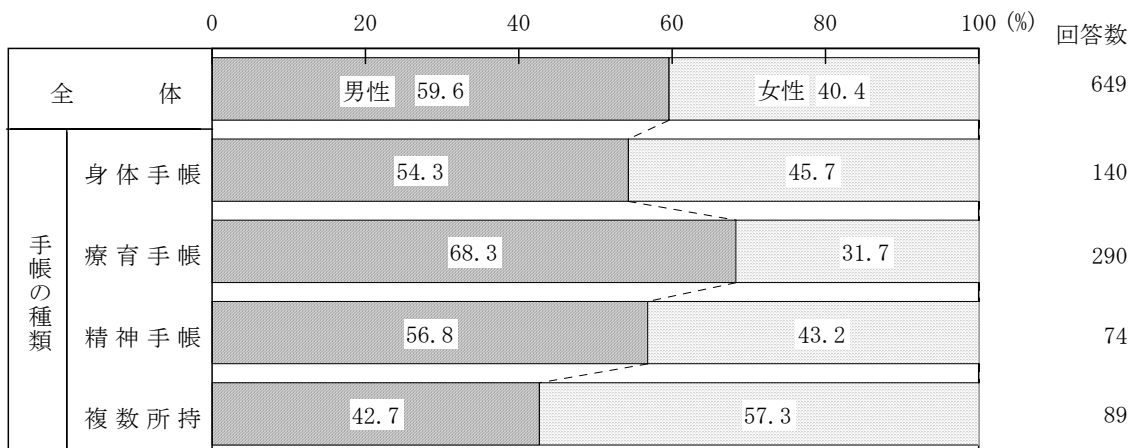
ここでは、平成20年9月に行った自立支援サービス利用者調査結果から、その属性等を把握します。

### (1) 性・年齢

性別では、女性より男性が高く、特に療育手帳所持者は男性が女性の2倍以上高くなっています（図2-8）。

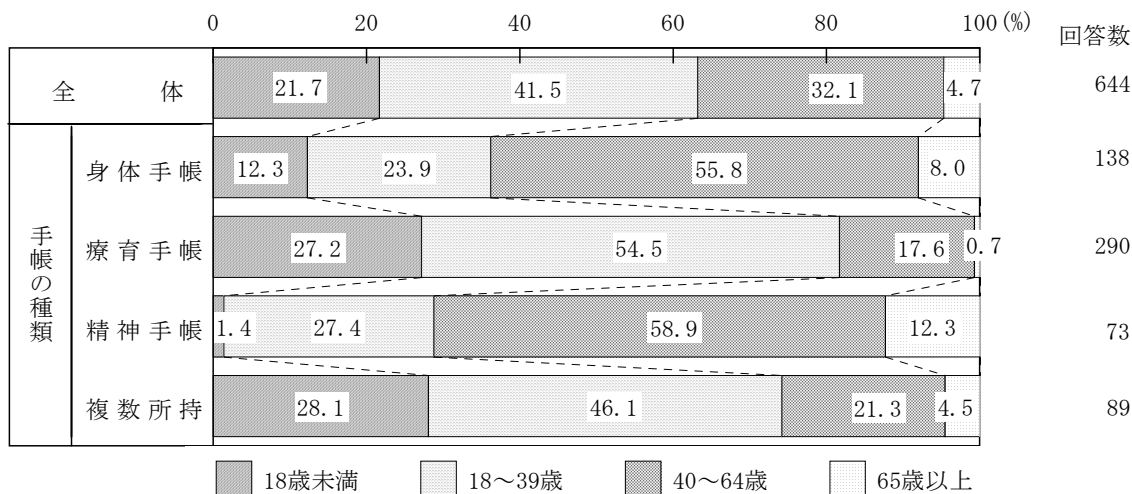
年齢別にみると、40歳未満が高いのは療育手帳所持者と手帳の複数所持者、40歳以上が高いのは身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者です（図2-9）。

図2-8 性別



(注) 無回答を除いて計算した。

図2-9 年齢別



(注) 無回答を除いて計算した。

(2) 家族の平均人数

平成17年国勢調査の全国平均2.55人、富山市平均2.71人と比較すると、療育手帳所持者および手帳の複数所持者の家族の平均人数は非常に多くなっています（図2-10）。ひとり暮らし世帯が、全国・富山市とも25%以上あるのに、療育手帳所持者が3.6%、手帳の複数所持者が6.9%となっており、これらの人達は家族の支援を受けながら生活しているという実態が垣間見えます（図2-11）。

図2-10 家族の平均人数

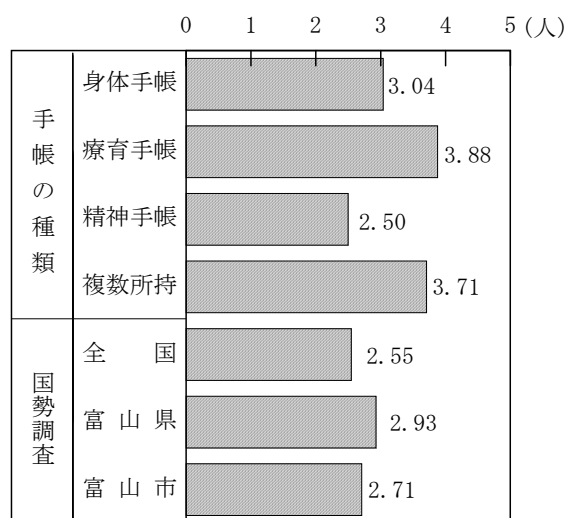
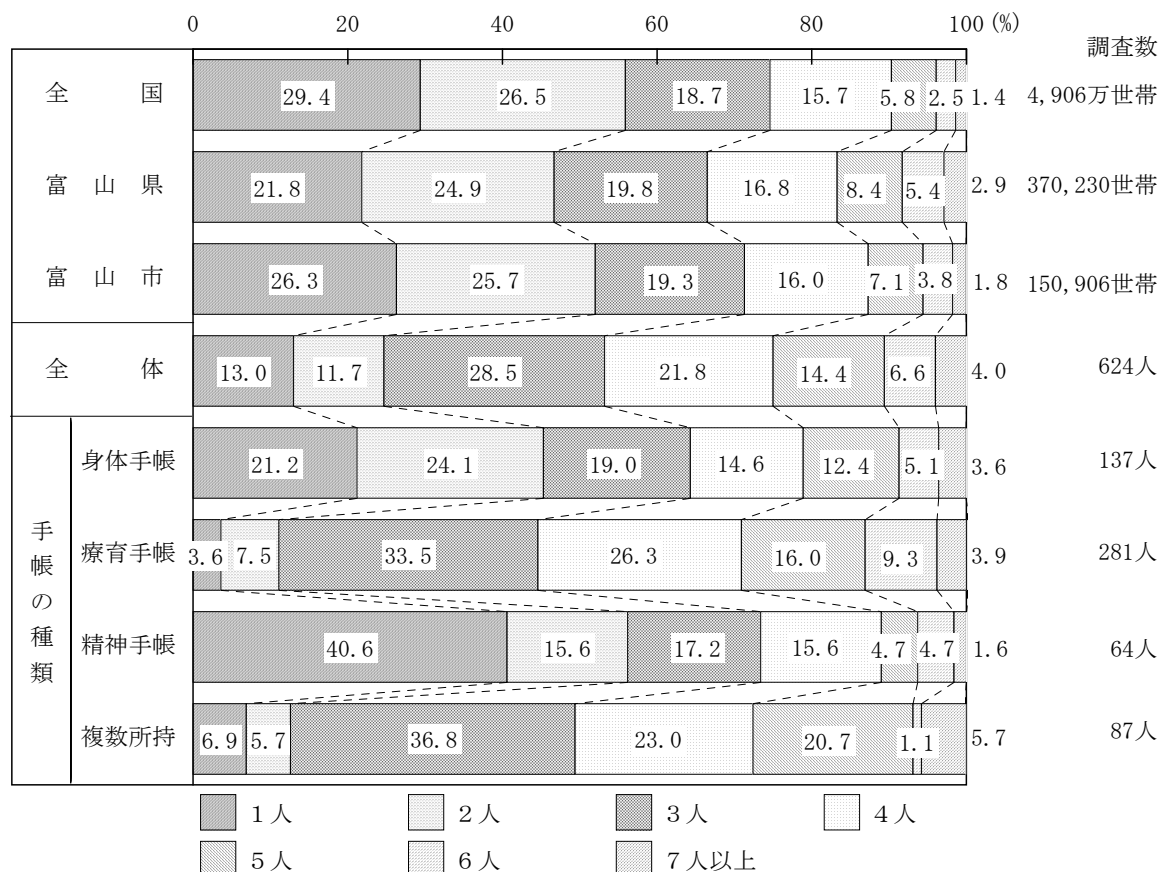


図2-11 家族の人数



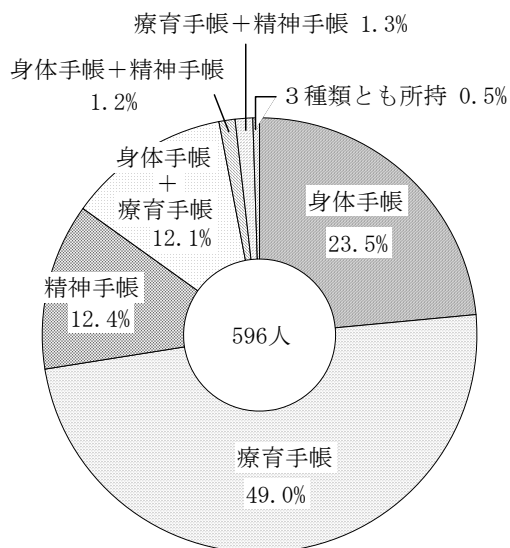
(注) 無回答を除いて計算した。

資料：「全国」「富山県」「富山市」は「国勢調査」（平成17年）

(3) 障害者手帳

図2-12は、自立支援サービス利用者中の各種手帳所持者の比率を示しています。療育手帳のみの所持者が49.0%、身体障害者手帳のみの所持者が23.5%、精神障害者保健福祉手帳のみの所持者が12.4%となっており、1種類だけの手帳所持者が84.9%です。2種類の手帳所持者が14.6%、3種類とも所持していると答えた人が0.5%（3人）います。

図2-12 自立支援サービス利用者中の各種手帳所持者の比率

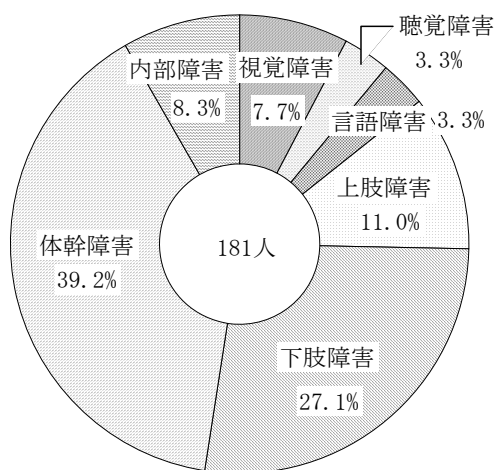


(注) 無回答を除いて計算した。

(4) 身体障害者手帳所持者の障害の種類

自立支援サービス利用者で身体障害者手帳所持者の障害の種類は、図2-13のとおりです。「体幹障害」(39.2%)、「下肢障害」(27.1%)および「上肢障害」(11.0%)を合計した肢体不自由が77.3%を占めており、他は10%以下です。内部障害は身体障害者手帳所持者全体の20~25%を占めていますが、自立支援サービス利用者の比率は低くなっています。

図2-13 自立支援サービス利用者で身体障害者手帳所持者の障害の種類

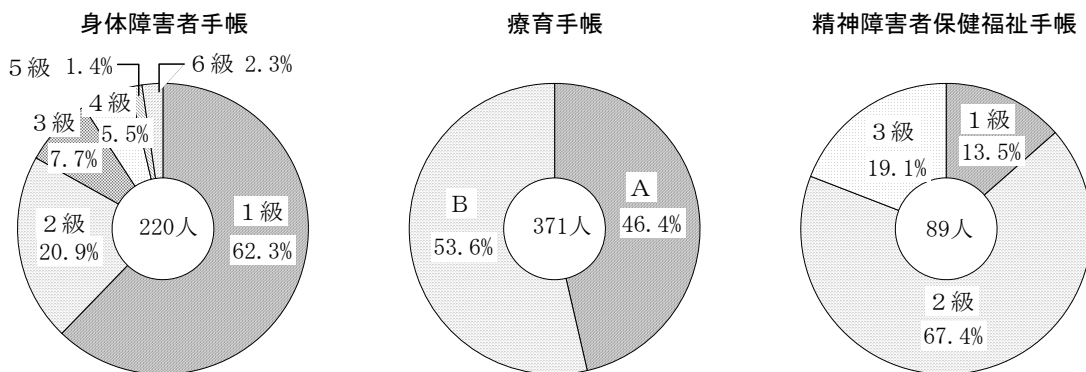


(注) 無回答を除いて計算した。

(5) 障害者手帳の等級

自立支援サービス利用者の障害手帳の等級は、図2-14のとおりです。身体障害者手帳所持者は、1級が62.3%を占めていますが、5級・6級の人もわずかながらいます。

図2-14 自立支援サービス利用者の障害者手帳の等級

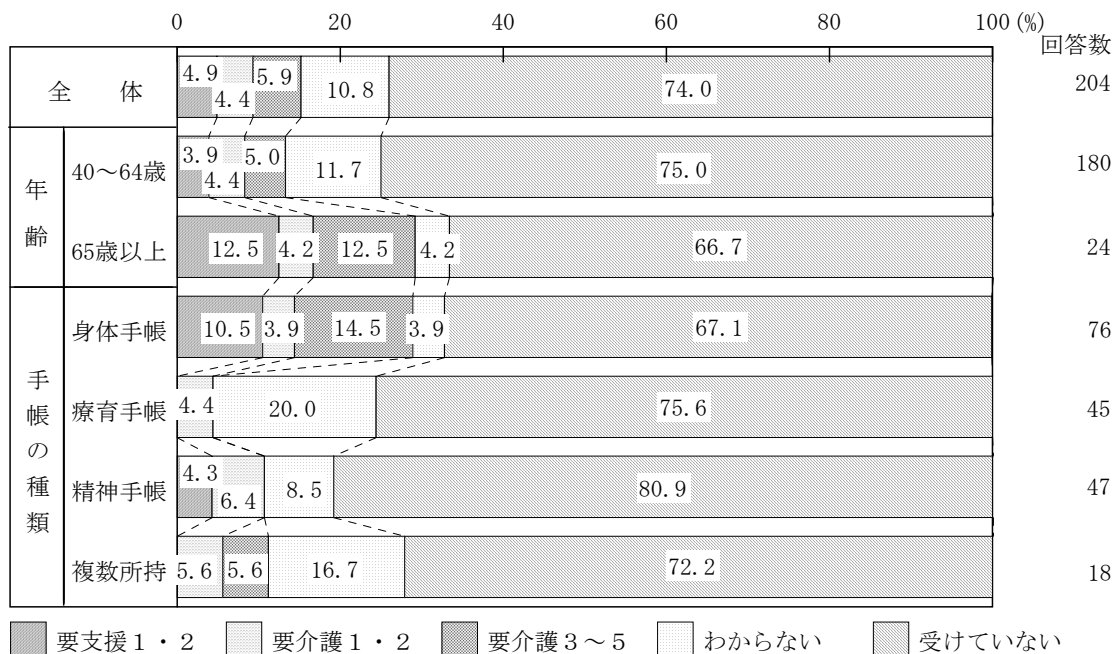


(注) 無回答を除いて計算した。

(6) 要介護認定

40歳以上の自立支援サービス利用者介護保険の要介護認定を受けているかたずねた結果が図2-15です。204人中31人(15.2%)が要介護認定を受けていると答えています。年齢別では65歳以上、手帳の種類別では身体障害者手帳所持者が他の手帳所持者より高くなっています。

図2-15 自立支援サービス受給者中の要支援・要介護認定者

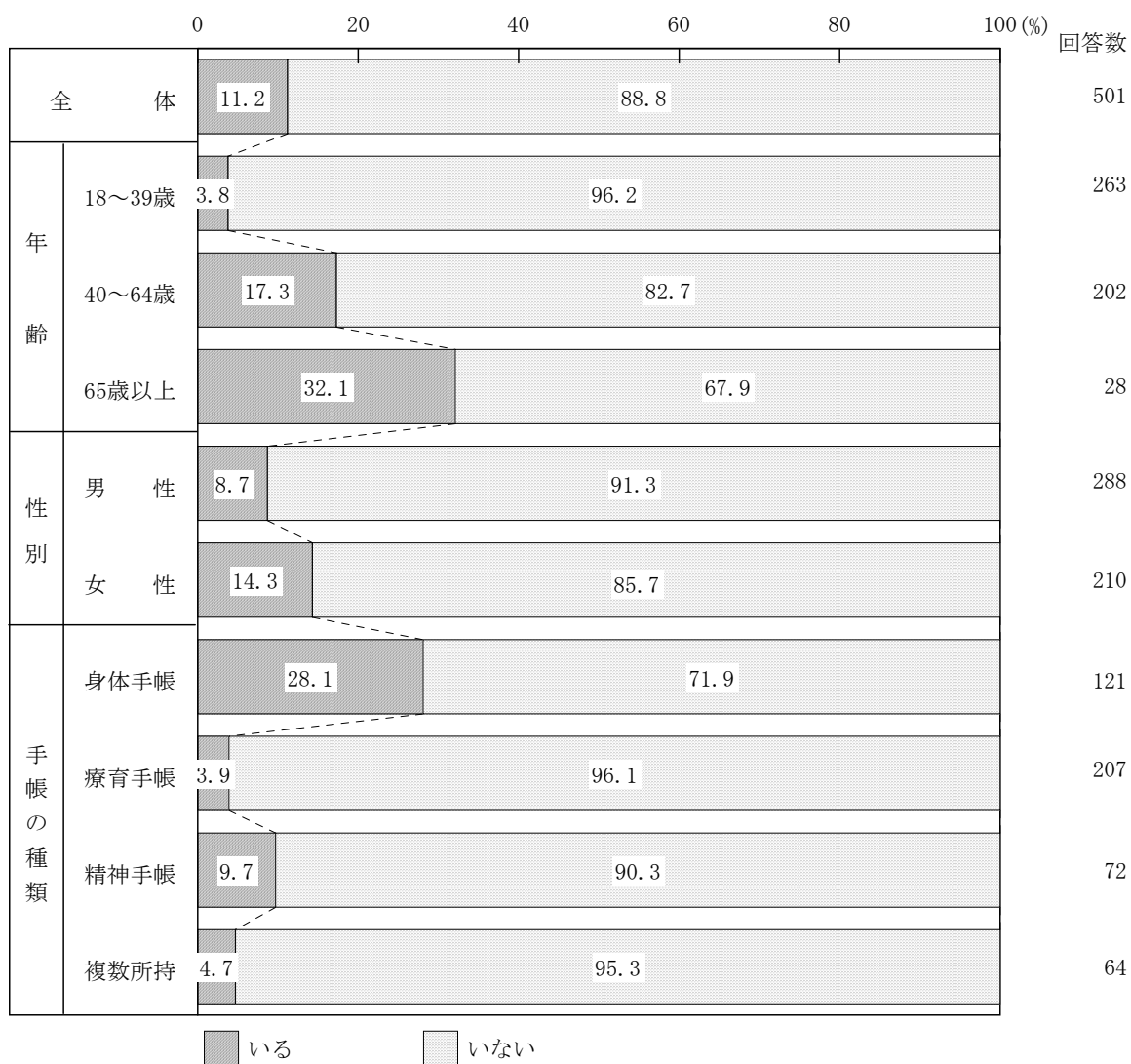


(注) 無回答を除いて計算した。

(7) 配偶者

配偶者のいる18歳以上の人は11.2%です。年齢別では高年齢層ほど、性別では女性の「いる」率が高くなっています。手帳の種類別にみると、「いる」率は身体障害者手帳所持者が他の手帳所持者より高くなっています。

図2-16 配偶者の有無（18歳以上）



(注) 無回答を除いて計算した。

### 3 障害者手帳所持者

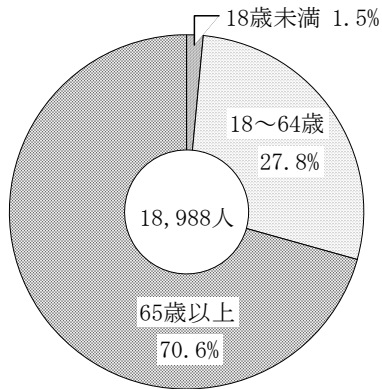
#### (1) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者を年齢3区分別にみると、65歳以上の人が70.6%を占めています（図2-17）。65歳以上の身体障害者手帳所持者のなかには、介護保険サービスを利用している人がかなりいると推定されます。

平成20年3月末日現在の身体障害者手帳所持者は18,988人であり、そのうち53.6%を肢体不自由が占めています（図2-18）。

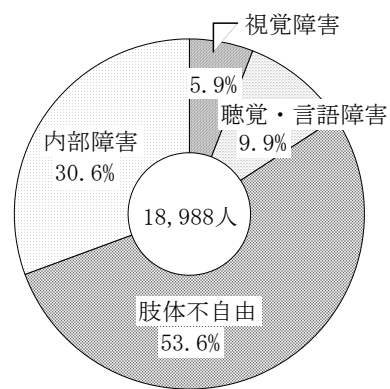
図2-19により障害の種類別の障害等級をみると、1・2級の重度の比率の高い障害の種類は、視覚障害と内部障害です。

図2-17 年齢別身体障害者手帳所持者数



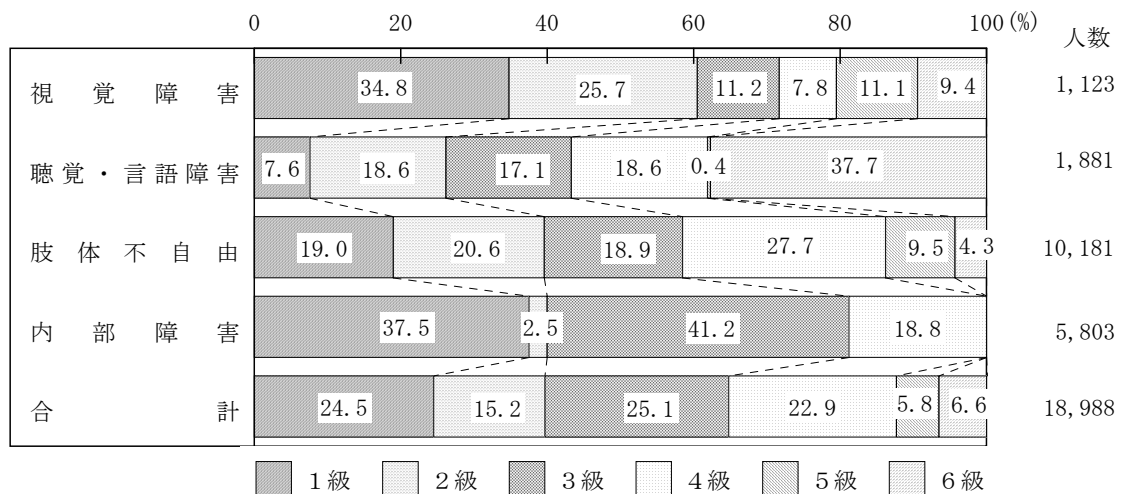
(注) 平成20年3月末現在

図2-18 障害の種類別身体障害者手帳所持者数



(注) 平成20年3月末現在

図2-19 障害の種類別・障害等級別身体障害者手帳所持者数



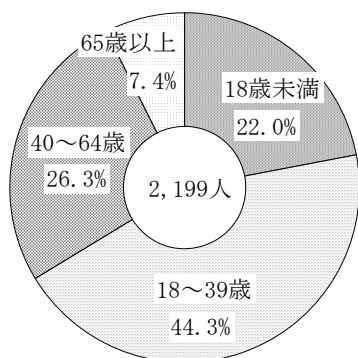
(注) 平成20年3月末現在

(2) 療育手帳所持者

療育手帳制度は昭和48年に創設されました。図2-20により年齢別の療育手帳所持者数をみると、18～39歳の44.3%が最も高く、次いで40～64歳の26.3%となっています。今後は65歳以上の療育手帳所持者も増加すると考えられます。

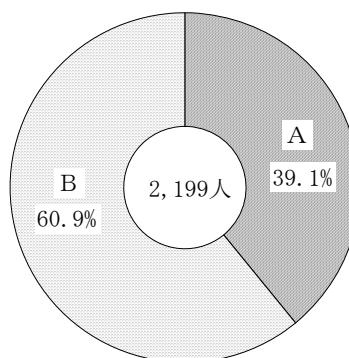
図2-21により障害の程度別の療育手帳所持者数をみると、A（重度）が39.1%、B（その他）が60.9%となっています。

図2-20 年齢別療育手帳所持者数



(注) 平成20年3月末現在

図2-21 障害の程度別療育手帳所持者数

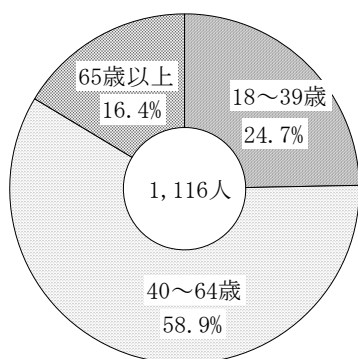


(注) 平成20年3月末現在

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

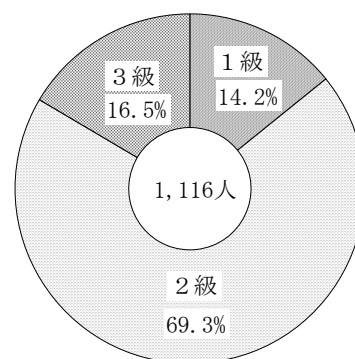
平成7年に精神保健法が改正され、法律名も精神保健及び精神障害者福祉に関する法律となりました。この改正により、精神障害者保健福祉手帳制度が導入されました。手帳の交付は、平成7年10月1日からでしたが、平成20年3月末日現在の所持者数は1,116人とどまっています。精神に障害があっても、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない人がかなりいるため、精神に障害のある人の実数を正確に把握することは非常に困難な状況にあります。

図2-22 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

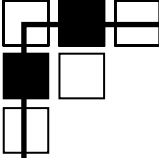


(注) 平成20年3月末現在

図2-23 障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

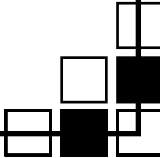


(注) 平成20年3月末現在



第3部

日中活動系・居住系サ  
ビスの数値目標の根拠





## 1 新体系サービス利用者

平成20年度の新体系サービス利用者数の見込みは、次のとおりです。

表3-1 新体系サービス利用者（平成20年度見込み）

区分	新体系サービス利用者	日中活動系サービス							居住系サービス			
		生活介護	自立訓練・機能訓練	自立訓練・生活訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域活動支援センター	施設入所支援	宿泊型自立訓練	ケアホーム	グループホーム
平成20年9月	886	151	2	63	37	15	280	338	44	9	27	90

## 2 障害福祉サービス事業等移行計画調査結果

富山県は市町村障害福祉計画を支援するために、県内の障害福祉サービス経過措置事業所に対して、新サービスへの移行に関する調査を実施し、その結果を平成20年11月26日に各市町村に配布しました。その調査結果および県の調査には含まれていなかった共同作業所等も市が調査し、旧体系サービス利用者等について各年度別の移行計画をまとめたのが表3-2です。

表3-2 障害福祉サービス事業等移行計画調査結果

区分	新体系サービス移行者	日中活動系サービス							居住系サービス				
		生活介護	自立訓練・機能訓練	自立訓練・生活訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域活動支援センター	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム	自宅・その他	
21年度	共同作業所	7	-	-	-	-	-	7	-	/	/	/	/
	地域活動支援センター	-	-	-	-	-	-	22	△22	/	/	/	/
	小計	7	-	-	-	-	-	29	△22	-	-	-	-

区 分	新体系サービス移行者	日 中 活 動 系 サ ー ビ ス							居 住 系 サ ー ビ ス				
		生活介護	自立訓練・機能訓練	自立訓練・生活訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域活動支援センター	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム	自宅・その他	
22年度	身障入所療護施設	31	31	-	-	-	-	-	31	-	-	-	
	知障入所更生施設	159	130	-	-	-	-	29	159	-	-	-	
	知障入所授産施設	42	20	-	-	-	-	22	42	-	-	-	
	知障通所更生施設	18	15	-	3	-	-	-	/	/	/	/	
	小 計	250	196	-	3	-	-	51	232	-	-	-	
	累 計	257	196	-	3	-	-	80	△22	232	-	-	
23年度	身障入所療護施設	10	10	-	-	-	-	-	10	-	-	-	
	身障入所授産施設	5	-	-	-	-	-	5	-	5	-	-	
	知障入所更生施設	70	62	-	-	-	-	2	6	62	8	-	
	知障通所更生施設	23	18	-	-	-	-	5	-	/	/	/	
	身障通所療護施設	6	6	-	-	-	-	-	-	/	/	/	
	身障通所授産施設	13	-	-	-	1	-	12	-	/	/	/	
	小 計	127	96	-	-	1	-	24	6	72	13	-	-
	累 計	384	292	-	3	1	-	104	△16	304	13	-	-
23年度末	身障入所療護施設	45	45	-	-	-	-	-	45	-	-	-	
	身障入所更生施設	22	-	22	-	-	-	-	22	-	-	-	
	身障入所授産施設	35	15	-	-	3	-	17	35	-	-	-	
	知障入所更生施設	18	9	-	5	-	-	4	14	4	-	-	
	知障入所授産施設	14	1	-	-	-	-	-	13	2	10	2	
	精神福祉ホームB型	29	-	-	-	-	-	-	29	/	10	19	
	精神生活訓練施設	4	-	-	4	-	-	-	-	/	3	1	
	身障通所授産施設	31	-	-	5	-	-	-	26	/	/	/	
	知障通所更生施設	84	79	-	-	-	-	5	-	/	/	/	
	知障通所授産施設	2	-	-	1	-	-	1	-	/	/	/	
	小 計	284	149	22	15	3	-	27	68	118	27	22	-
	累 計	668	441	22	18	4	-	131	52	422	40	22	-

### 3 他県施設利用者の推計

平成20年9月末現在、県外施設の旧体系サービスの利用者は、入所者が14人でした。富山県が行った障害福祉サービス事業等移行計画調査結果を参考に、県外施設のサービス見込量を表3-3のとおり推計しました。

表3-3 他県施設利用者の推計

区 分	新体系サービス移行者	日中活動系サービス						居住系サービス				旧法施設支援（入所）		
		生活介護	自立訓練・機能訓練	自立訓練・生活訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域活動支援センター	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム		自宅・その他	
21 年 度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14
22 年度	身障入所療護施設	3	3	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-
	身障入所更生施設	2	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-
	合 計	5	5	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	9
23 年度	身障入所授産施設	3	2	-	-	-	-	1	-	3	-	-	-	-
	知障入所更生施設	6	6	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-
	合 計	9	8	-	-	-	-	1	-	9	-	-	-	-
	累 計	14	13	-	-	-	-	1	-	14	-	-	-	-

## 4 退院可能な精神に障害のある人の地域移行の見込量

平成18年度の本市の受け入れ条件が整えば退院可能な精神に障害のある人、いわゆる「社会的入院」に該当する人は、富山県により134人と示されました。退院可能な精神に障害のある人については、平成24年度までに地域移行をめざすとされています。厚生労働省が配布したワークシートの結果を参考に、退院可能な精神に障害のある人の地域移行の見込量は、表3-4のとおりとします。

なお、精神科病院入院者の退院状況等は、市で把握することが非常に困難です。したがって、表3-4は、第1期計画の退院目標値である50人が達成されているという前提で見込量を示しています。

表3-4 退院可能な精神に障害のある人の地域移行の見込量

区 分	新体系サービス移行者	日中活動系サービス							居住系サービス			入院利用
		生活介護	自立訓練・機能訓練	自立訓練・生活訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域活動支援センター	ケアホーム	グループホーム	自宅・その他	
21年度	20	-	-	2	-	3	3	12	8	8	4	64
22年度	41	-	-	3	-	6	8	24	16	16	9	43
23年度	62	-	-	4	-	10	12	36	24	24	14	22

## 5 特別支援学校卒業者のサービス見込量

平成20年4月現在の特別支援学校高等部在籍生徒数は、表3-5のとおりであり、これと特別支援学校高等部の進路状況調査を参考に目標年度のサービス見込量を表3-6としました。

表3-5 特別支援学校高等部在籍生徒数（平成20年4月現在）

区 分	1 年	2 年	3 年	計
県立盲学校	1	1	3	5
県立富山ろう学校	2	2	1	5
県立にかわ養護学校	1	1	1	3
県立しらとり養護学校	27	24	27	78
県立となみ養護学校	0	1	1	2
国立富山大学附属養護学校	7	7	7	21
県立富山養護学校	12	9	9	30
県立高志養護学校（分教室含む）	1	2	2	5
県立ふるさと養護学校	3	3	5	11
合 計	54	50	56	160

表3-6 特別支援学校高等部卒業者のサービス見込量

区 分	新体系サービス移行者	日中活動系サービス									居住系サービス			
		生活介護	自立訓練・機能訓練	自立訓練・生活訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域活動支援センター	旧法施設支援（通所）	一般就労	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム	自宅・その他
21年度	17	4	-	-	6	-	7	-	22	17	-	-	-	56
22年度	44	9	1	2	12	2	18	-	30	32	-	-	-	106
23年度	74	14	1	3	16	8	32	-	38	48	-	-	-	160
23年度末	112	25	4	8	27	11	37	-	-	48	-	-	-	160

## 6 新規入所・入居者の推計

新規施設入所者の見込みは毎年5人、新規ケアホーム入居者は毎年3人、新規グループホーム入居者は毎年1人とし、そのサービス見込量は表3-7のとおりです。新規入所・入居者は、入所・入居前に日中活動系サービスを利用していたと考えられるので、日中活動系サービスは見込みません。

表3-7 新規入所・入居者の見込量

区 分	新体系サービス移行者	日中活動系サービス							居住系サービス				旧法施設支援(入所)
		生活介護	自立訓練・機能訓練	自立訓練・生活訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域活動支援センター	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム	自宅・その他	
21年度	5	-	-	-	-	-	-	-	1	3	1	-	4
22年度	11	-	-	-	-	-	-	-	3	6	2	-	7
23年度	20	-	-	-	-	-	-	-	8	9	3	-	7
23年度末	27	-	-	-	-	-	-	-	15	9	3	-	-

## 7 施設退所者の推計

介護保険施設への入所、他市町村への転出、死亡等による入所施設利用者の減少は、次のとおり見込みました。

表3-8 施設退所者の見込量

区 分	新体系サービス移行者	日中活動系サービス							居住系サービス					旧法施設支援(入所)
		生活介護	自立訓練・機能訓練	自立訓練・生活訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域活動支援センター	施設入所支援	ケアホーム	グループホーム	福祉ホーム	自宅・その他	
21年度	3	3	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	7
22年度	8	7	-	-	-	-	1	-	8	-	-	-	-	12
23年度	12	10	-	-	-	-	2	-	12	-	-	-	-	18
23年度末	30	27	-	-	-	-	3	-	30	-	-	-	-	-

## 8 日中活動系・居住系サービスの合計

日中活動系・居住系サービスの利用量の見込みは、前記1～7を合計した表3-9のとおりとなります。

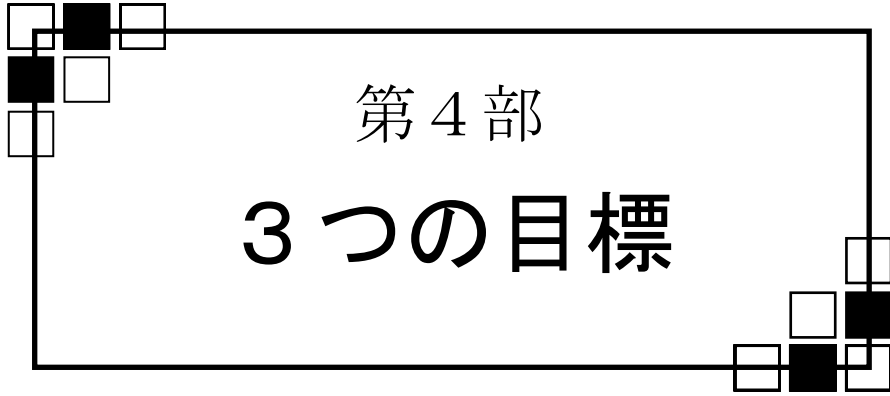
表3-9 日中活動系・居住系サービス利用量の見込み

区分	日中活動系サービス									居住系サービス					
	生活介護	自立訓練・機能訓練	自立訓練・生活訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域活動支援センター	旧法施設支援(通所)	施設入所支援	宿泊型自立訓練	ケアホーム	グループホーム	自宅・その他	旧法施設支援(入所)	
21年度	新体系サービス利用者	151	2	63	37	15	280	338	/	44	9	27	90	/	/
	移行計画調査	-	-	-	-	-	29	△22	180	-	-	-	-	-	480
	他県施設利用者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14
	退院可能精神科病院入院者	-	-	2	-	3	3	12	/	/	-	8	8	4	/
	特別支援学校卒業者	4	-	-	6	-	7	-	22	-	-	-	-	-	/
	新規入所・入居者	/	/	/	/	/	/	/	/	1	-	3	1	/	4
	施設退所者	△3	-	-	-	-	-	-	-	△3	-	/	/	/	△7
	合計	152	2	65	43	18	319	328	202	42	9	38	99	4	491
22年度	新体系サービス利用者	151	2	63	37	15	280	338	/	44	9	27	90	/	/
	移行計画調査	196	-	3	-	-	80	△22	162	232	-	-	-	-	248
	他県施設利用者	5	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	9
	退院可能精神科病院入院者	-	-	3	-	6	8	24	/	/	-	16	16	9	/
	特別支援学校卒業者	9	1	2	12	2	18	-	30	-	-	-	-	-	/
	新規入所・入居者	/	/	/	/	/	/	/	/	3	-	6	2	/	7
	施設退所者	△7	-	-	-	-	△1	-	-	△8	-	/	/	/	△12
	合計	354	3	71	49	23	385	340	192	276	9	49	108	9	252



第3部 日中活動系・居住系サービスの数値目標の根拠

区 分		日 中 活 動 系 サ ー ビ ス							居 住 系 サ ー ビ ス						
		生活介護	自立訓練・機能訓練	自立訓練・生活訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域活動支援センター	旧法施設支援（通所）	施設入所支援	宿泊型自立訓練	ケアホーム	グループホーム	自宅・その他	旧法施設支援（入所）
23 年 度	新体系サービス利用者	151	2	63	37	15	280	338	/	44	9	27	90	/	/
	移行計画調査	292	-	3	1	-	104	△16	120	304	-	13	-	-	163
	他県施設利用者	13	-	-	-	-	1	-	-	14	-	-	-	-	-
	退院可能精神科病院入院者	-	-	4	-	10	12	36	/	/	-	24	24	14	/
	特別支援学校卒業生	14	1	3	16	8	32	-	38	-	-	-	-	/	/
	新規入所・入居者	/	/	/	/	/	/	/	/	8	-	9	3	/	7
	施設退所者	△10	-	-	-	-	△2	-	-	△12	-	/	/	/	△18
	合 計	460	3	73	54	33	427	358	158	358	9	73	117	14	152
23 年 度 末	新体系サービス利用者	151	2	63	37	15	280	338	/	44	9	27	90	/	/
	移行計画調査	441	22	18	4	-	131	52	/	422	-	40	22	-	/
	他県施設利用者	13	-	-	-	-	1	-	/	14	-	-	-	-	/
	退院可能精神科病院入院者	-	-	4	-	10	12	36	/	/	-	24	24	14	/
	特別支援学校卒業生	25	4	8	27	11	37	-	/	-	-	-	-	/	/
	新規入所・入居者	/	/	/	/	/	/	/	/	15	-	9	3	/	/
	施設退所者	△27	-	-	-	-	△3	-	/	△30	-	/	/	/	/
	合 計	603	28	93	68	36	458	426	/	465	9	100	139	14	/



第4部  
3つの目標

## 1 国の基本指針

国の基本指針においては、障害のある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応するため、旧法の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次の3項目について数値目標の設定を求めています。

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 平成17年度末の施設入所者の1割以上が地域生活に移行することをめざします。
- ② 平成17年度末の施設入所者数を7%以上削減することを基本とします。

(注) 1 入所施設とは、長期の入所が常態化している身体障害者入所更生施設、身体障害者入所療護施設、身体障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、精神障害者入所授産施設および精神障害者福祉ホームB型をいいます。

2 地域生活への移行とは、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等への移行をさします。

### (2) 入院中の精神に障害のある人の地域生活への移行

平成24年度までに退院可能な精神に障害のある人の解消をめざします。

(注) 1 退院可能な精神に障害のある人とは、精神科病院入院患者のうち受け入れ条件が整えば退院可能な人のことをいいます。

2 国は平成24年度までの精神科病院入院者の地域移行者数を7万人と見込み、富山県全体で500人、精神科病院入院者の14.6%としています。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行

平成17年度中の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。

(注) 1 一般就労とは、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいいます。

2 福祉施設とは、次のものをいいます。

身体障害者 更生施設、療護施設（入所・通所）、授産施設（入所・通所）、福祉工場、小規模通所授産施設

知的障害者 更生施設（入所・通所）、授産施設（入所・通所）、福祉工場、小規模通所授産施設

精神障害者 生活訓練施設、授産施設（入所・通所）、福祉工場、小規模通所授産施設

3 新体系に移行した就労移行支援事業等の日中活動系サービス（療養介護、短期入所および児童デイサービスを除きます）の利用者の一般就労への移行も含まれます。

## 2 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障害のある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障害のある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

### ○第1期計画の目標

- ① 平成23年度末までに、平成17年度末施設入所者数533人のうち、153人（28.7%）が地域での生活に移行するものとします。
- ② 平成23年度末時点の施設入所者数は、平成17年度末施設入所者533人から128人（24.0%）減少した405人とします。

### ○第2期計画の目標

- ① 平成23年度末までに、平成17年度末施設入所者数533人のうち、96人（18.0%）が地域での生活に移行するものとします。
- ② 平成23年度末時点の施設入所者数は、平成17年度末施設入所者533人から68人（12.8%）減少した465人とします。

表4-1 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標

区 分	平成23年度末目標数値		考 え 方
	第1期	第2期	
平成17年度末の施設入所者数	533人		平成17年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数	153人 (28.7%)	96人 (18.0%)	平成17年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行した人数
削減見込	128人 (24.0%)	68人 (12.8%)	平成23年度末段階での削減見込数

○第1期計画の実績

表4-2は、新規入所者と退所者等の比較です。平成18年度は新規入所者が26人もいたため、退所者等を引いても9人の増加となっています。

表4-3は、表4-2の地域移行者がどこに住まいを移したのかをみたものです。グループホームおよび自宅が多くなっています。

表4-2 入所者の退所等の状況

区 分	新規入所 (A)	退 所 等 (B)				差 引 (A-B)	
		地域移行	他施設 (高齢)	入院	死亡		
平成 18 年度	身体障害	8	3	-	1	-	4
	知的障害	18	9	1	1	2	5
	合 計	26	12	1	2	2	9
平成 19 年度	身体障害	4	1	1	1	-	1
	知的障害	15	10	1	2	4	△2
	合 計	19	11	2	3	4	△1
平成 20 年度	身体障害	7	2	1	1	1	2
	知的障害	13	9	1	3	2	△2
	合 計	20	11	2	4	3	0

(注) 平成20年度は見込み

表4-3 入所施設からの地域生活移行の状況

区 分	自宅	アパート	グループ ホーム	ケアホー ム	福祉ホー ム	その他	合計
平成 18 年度	身体障害	2	-	-	-	1	3
	知的障害	2	-	6	-	1	9
	合 計	4	-	6	-	2	12
平成 19 年度	身体障害	1	-	-	-	-	1
	知的障害	5	-	5	-	-	10
	合 計	6	-	5	-	-	11
平成 20 年度	身体障害	2	-	-	-	-	2
	知的障害	3	-	5	-	1	9
	合 計	5	-	5	-	1	11

(注) 平成20年度は見込み

### 3 入院中の精神に障害のある人の地域生活への移行

社会的入院に該当する精神に障害のある本市民は、134人と県が示しました。この134人については、平成24年度までに地域移行することとし、平成23年度末までには112人が地域移行することを目指します。精神に障害のある人が地域で生活できるよう、グループホーム、ケアホームなどの整備と就労継続支援事業などの日中活動の場の確保に努めます。

表4-4 入院中の精神に障害のある人の地域生活への移行目標数値

項目	数値	考え方
退院可能な精神に障害のある人	134人	平成17年度の退院可能な精神に障害のある人
減少数	112人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す人数

### 4 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、表4-5のとおり28人を目標とします。就労移行支援事業などの推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

表4-5 福祉施設から一般就労への移行目標数値

項目	数値	考え方
平成17年度の年間一般就労移行者数	7人	平成17年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	28人 (4倍)	平成23年度に福祉施設を退所して一般就労する人数

○第1期計画の実績

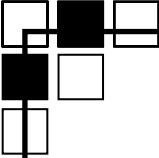
表4-6は、第1期計画期間中の福祉施設から一般就労への移行者の実績・見込みです。地域活動支援センターⅢ型を含めると、各年20人前後が一般就労に移行しています。

表4-6 福祉施設から一般就労への移行者

単位：人

区 分		身体障害	知的障害	精神障害	合 計
平成 18 年度	入所施設	-	3	-	3
	通所施設	2	4	14 (4)	20 (4)
	合 計	2	7	14 (4)	23 (4)
平成 19 年度	入所施設	-	1	-	1
	通所施設	1	6	12 (5)	19 (5)
	合 計	1	7	12 (5)	20 (5)
平成 20 年度	入所施設	-	2	-	2
	通所施設	2	5	13	20
	合 計	2	7	13	22

(注) 1 ( )内は、地域活動支援センターⅢ型からの移行者数  
2 平成20年度は見込み



第5部

障害福祉サービス





## 1 訪問系サービス

立ち後れている精神に障害のある人に対する訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。訪問系サービスとは、次の4つのサービスをいいます。

**居宅介護** 障害のある人が居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスとされており、支援費制度の居宅介護のうちの身体介護と家事援助を合わせたサービスです。

**重度訪問介護** 重度の肢体不自由のため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスであり、支援費制度の日常生活支援に移動介護が加わったものです。

**行動援護** 自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障害のある人又は統合失調症等の重度の精神に障害のある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護をいいます。移動の場合も利用できます。

**重度障害者等包括支援** 常時介護を要する障害のある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人が、サービス利用計画に基づき、居宅介護等の複数のサービスを受けることができるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けられる仕組みです。報酬は、サービスの種類等にかかわらず、一定額を支払うもので、各種サービスの単価設定や利用サービスの種類や量は自由に設定できます。この事業を行う事業者は、ケアマネジメント機能、24時間の連絡・対応体制、必要なサービスを十分提供できる体制といった要件を満たさなくてはなりません。

### ① 第1期計画と実績

第1期計画においては、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援という区別をしないで、これらを一括した「訪問系サービス」として見込量を掲げました。訪問系サービスは、利用者数、利用延時間数とも計画を少し下回って推移しています。平成20年度（見込み）においては、居宅介護利用者は142人、1人1月あたり利用時間数は18時間、重度訪問介護利用者は18人、1人1月あたり利用時間数は131時間となっています。なお、行動援護および重度障害者等包括支援の利用はありませんでした。

表5-1 訪問系サービスの第1期計画と実績

区 分			平成18年度		平成19年度		平成20年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利 用 者 数 (人)			168	144	189	150	213	160
利用延時間数 (時間/月)			4,368	4,133	4,914	4,303	5,538	4,960
内	居宅介護	利 用 者 数 (人)	-	131	-	133	-	142
		利用延時間数 (時間/月)	-	2,208	-	2,202	-	2,606
訳	重度訪問介護	利 用 者 数 (人)	-	13	-	17	-	18
		利用延時間数 (時間/月)	-	1,925	-	2,101	-	2,354

## ② 見込量

訪問系サービスの見込量は、平成18年度から平成20年度の利用実績を参考に次のとおりとしました。

表5-2 訪問系サービスの見込量

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利 用 者 数 (人)	175	190	210
利用延時間数 (時間/月)	5,425	5,890	6,510

## ③ 見込量の確保策

平成20年12月現在、市内の訪問系サービス指定事業者は、居宅介護・重度訪問介護が28か所、重度障害者等包括支援が1か所あり、行動援護はありません。居宅介護・重度訪問介護については、今後も介護保険の訪問介護も視野に入れながら参入する事業者が見込めることから、見込量の確保は十分できると考えられます。また、行動援護については、その事業所の確保に努めます。

## 2 日中活動系サービス

いわゆる共同作業所の利用者の法に基づくサービスへの移行等を推進するとともに、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービスおよび短期入所で提供されるサービス）の確保に努めます。

### (1) 生活介護

生活介護とは、常時介護を要する障害程度が一定以上の障害のある人が、主として昼間において、障害者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受ける事業です。このサービスは、施設入所者も利用できます。

#### ① 第1期計画と実績

利用延日数は計画を下回っていますが、平成19年度および平成20年度の利用者数は計画を上回る見込みです。

表5-3 生活介護の第1期計画と実績

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人）	91	75	130	137	142	151
利用延日数（日／月）	2,002	744	2,860	1,702	3,124	3,111

#### ② サービス提供事業所

平成19年度の生活介護提供事業所は市内に5か所、基準該当事業所は市内に24か所あり、利用日数の90.8%を市内事業所が提供しています。基準該当事業所は、富山型デイサービス実施事業所です。平成19年度の利用者は141人、平均利用日数は144.7日です。

表5-4 生活介護事業所別利用状況（平成19年度分）

区 分		障害の種類	定員	利用日数	月平均利用者数
市内事業所	うさか寮	知的	40人	5,896日	28人
	ウォーム・ワークやぶなみ	知的	40	4,390	17
	富山福祉生協 ぼらハートのいえ	身体・知的	10	1,715	12
	つくしの家	身体・知的	16	1,378	11
	生活介護事業所わかくさの丘	身体	10	731	10
基準該当	椿寿荘			75	1
	ありがた家			79	1
	おらとこ			196	1
	このゆびと一まれ向い			41	1
	このゆびと一まれ茶屋			388	4
	ささづ苑			117	2
	ひより			32	1
	喜寿苑			59	1
	このゆびと一まれ			594	6
	しおんの家			149	2
	にぎやか			1,233	11
	あさなの家			279	3
	デイサービスセンター1・2の3			94	1
	まる一な			230	4
	花いちご			58	1
	デイサービス藤の木			88	1
	コスモスの里			48	1
	ながつき			25	1
	いい茶屋			137	3
	ふる里の風			42	1
まいど家			300	4	
ありがたうの家			50	1	
ぼびー			27	1	
ふるさとのあかり			77	1	
市外事業所（2か所）				155	2
県外事業所（3か所）				1,714	7
合 計				20,397	141

③ 見込量

生活介護の利用者数は、33・34頁の表3-9の「生活介護」欄の数値をそのまま用いました。利用延日数は、平成18年度から平成20年度の実績により、月21日としました。

表5-5 生活介護の見込量

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度末
利用者数（人）	152	354	460	603
利用延日数（日／月）	3,192	7,434	9,660	-

④ 見込量の確保策

旧体系の施設入所者や通所施設利用者の生活介護については、当該施設が生活介護を提供すると考えられます。したがって、新たなサービス必要量は、表5-6の新規利用者分ということになります。計算上では、新規利用者分は非常に少ないので、現状の事業者によりサービスは確保できると考えられますが、良質のサービスを提供するため、利用定員の拡大と新たな事業者の参入を促進していきます。

表5-6 生活介護利用者の内訳

単位：人

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度末
新体系サービス利用者	151	151	151	151
既存施設からの移行利用者	-	201	305	454
新規利用者	1	2	4	△2
合 計（見込量）	152	354	460	603

(2) 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）とは、病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障害のある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受ける事業です。自立訓練（機能訓練）は、利用期限が1年6か月と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされています。

## ① 第1期計画と実績

平成18年度から平成20年度の自立訓練（機能訓練）の利用者は1～2人でした。

表5-7 自立訓練（機能訓練）の第1期計画と実績

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人）	-	1	1	1	2	2
利用延日数（日／月）	-	3	22	12	44	24

## ② サービス提供事業所

平成20年10月現在、富山県内の自立訓練（機能訓練）提供事業所は、高岡市の志貴野ホーム障害者福祉センターおよび高岡市障害者福祉センターだけです。

## ③ 見込量

利用者数は、表3-9の日中活動系サービス利用量の見込み、利用延日数は、第1期計画期間の実績を参考に決定しました。

表5-8 自立訓練（機能訓練）の見込量

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度末
利用者数（人）	2	3	3	28
利用延日数（日／月）	24	36	36	-

## ④ 見込量の確保策

新体系移行前の身体障害者療護施設等に対して、自立訓練（機能訓練）の実施を促進します。

### (3) 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）とは、病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障害のある人・精神に障害のある人・身体に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。自立訓練（生活訓練）は、利用期限が2年間（長期間入院者等は3年間）と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされています。

① 第1期計画と実績

第1期計画期間中は、利用者数および利用延日数とも計画を下回っています。

表5-9 自立訓練（生活訓練）の第1期計画と実績

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人）	5	1	51	46	89	63
利用延日数（日／月）	110	4	1,122	320	1,958	660

② サービス提供事業所

平成20年10月現在、市内には、ゆりの木の里自立訓練（生活訓練）事業所（精神障害対象 定員24人）およびあすなろセンター（精神障害対象・多機能型 定員18人）があります。

③ 見込量

入所施設からの地域生活移行者、特別支援学校高等部卒業生、精神科病院退院者等が対象となる自立訓練（生活訓練）の見込量は、表5-10のとおりとします。

表5-10 自立訓練（生活訓練）の見込量

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度末
利用者数（人）	65	71	73	93
利用延日数（日／月）	975	1,065	1,095	-

④ 見込量の確保策

知的障害のある人については新体系移行前の知的障害者更生施設等、精神に障害のある人については新体系移行前の精神障害者生活訓練施設等に対して、自立訓練(生活訓練)の実施を要請するとともに、新たな事業者の参入を促進していきます。

(4) 就労移行支援

就労移行支援とは、就労を希望する障害のある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。就労移行支援利用期間は、2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間又は5年間）とされています。

### ① 第1期計画と実績

就労移行支援の利用者数はほぼ計画とおりですが、利用延日数は計画を下回って推移しています。

表5-11 就労移行支援の第1期計画と実績

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人）	2	1	32	31	39	37
利用延日数（日／月）	44	22	704	448	858	670

### ② サービス提供事業所

平成19年度は、市内の5か所のサービス提供事業所を30人が利用し、1人が市外の事業所を利用しています。

表5-12 就労移行支援（一般型）事業所別利用状況（平成19年度分）

区 分		障害の種類	定員	利用日数	月平均利用者数
市内事業所	作業センターふじなみ	知的	10人	1,257日	4人
	地域共働作業所 報恩の家	身体・知的・精神	-	365	2
	フィールド・ラベンダー	精神	6	1,295	6
	ゆりの木の里 多機能型就労支援事業所	精神	15	1,048	9
	セーナー苑就労移行支援事業所	知的	-	1,180	9
県外事業所	青山彩光苑	身体	10	231	1
合 計				5,376	31

### ③ 見込量

本市の福祉施設の利用者、特別支援学校高等部卒業者、精神科病院退院者等を勘案して、表5-13のとおりとしました。

表5-13 就労移行支援の見込量

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度末
利用者数（人）	43	49	54	68
利用延日数（日／月）	860	980	1,080	-

### ④ 見込量の確保策

新体系移行前の授産施設に就労移行支援事業の実施を要請するとともに、新たな事業者



の参入を促進します。

(5) 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う事業で、一般雇用に近い形態のものをいいます。

① 第1期計画と実績

就労継続支援（A型）の実績は、計画を大幅に下回っています。

表5-14 就労継続支援（A型）の第1期計画と実績

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人）	1	-	17	8	20	15
利用延日数（日／月）	22	-	374	115	440	231

② サービス提供事業所

市内の就労継続支援（A型）提供事業所は、平成19年4月にゆりの木の里多機能型就労支援事業所（精神障害対象 定員10人）、平成20年6月にJOBにながわ（知的障害対象 定員10人）、平成20年12月に地域共働作業所報恩の家（身体障害・知的障害・精神障害対象 定員10人）が開設されました。

③ 見込量

見込量は、特別支援学校高等部卒業生、精神科病院退院者等を勘案して、表5-15のとおりとしました。

表5-15 就労継続支援（A型）の見込量

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度末
利用者数（人）	18	23	33	36
利用延日数（日／月）	360	460	660	-

④ 見込量の確保策

民間企業も含めて、新たに就労継続支援（A型）に取り組む事業所の参入の促進に努めます。

(6) 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う事業で、従来の福祉的就労に近い形態のものをいいます。

① 第1期計画と実績

就労継続支援（B型）の実績は、計画を下回っています。計画では1月あたりの利用延日数を22日としましたが、実績は16日～17日程度でした。

表5-16 就労継続支援（B型）の第1期計画と実績

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人）	67	57	287	272	299	280
利用延日数（日／月）	1,474	963	6,314	4,384	6,578	4,869

② サービス提供事業所

平成19年度現在、サービス提供事業所は市内に13か所あり、257人が利用しており、市外事業所を12人が利用しています。

表5-17 就労継続支援（B型）事業所別利用状況（平成19年度分）

区 分		障害の種類	定員	利用日数	月平均利用者数
市 内 事 業 所	ウォーム・ワークやぶなみ	知的	40人	5,326日	25人
	作業センターふじなみ	知的	40	5,341	18
	フレンドリーハウス	知的・精神	40	8,610	38
	やねのうえのガチョウ	知的	30	3,321	13
	報恩の家	身体・知的・精神	-	794	5
	フィールド・ラベンダー	精神	30	2,225	14
	ゆりの木の里 多機能型就労支援事業所	精神	15	1,726	14
	ワークハウス連帯	精神	35	2,077	15
	JOB下赤江	知的	20	2,445	13
	JOBにながわ	知的	30	6,516	30
	JOB相生	知的	40	8,850	43
	おわらの里	身体・知的・精神	40	3,274	26
	すずかぜ工房	知的・精神	20	270	3
市外事業所（4か所）				1,833	12
合 計				52,608	269

③ 見込量

利用者数は、表3-9の日中活動系サービス利用量の見込み、利用延日数は、利用者数に20日を掛けて算出しました。

表5-18 就労継続支援（B型）の見込量

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度末
利用者数（人）	319	385	427	458
利用延日数（日／月）	6,380	7,700	8,540	-

④ 見込量の確保策

見込量は、新体系移行前の授産施設等で就労継続支援（B型）に取り組む事業所によりかなり確保されると考えられますが、新たな実施事業所の参入の促進にも努めていきます。

(7) 療養介護

療養介護とは、医療を要する障害のある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活の世話を医療機関併設の施設で受ける事業です。このサービスの利用者は、重症心身障害児施設の成人の入所者、進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者等です。

① 第1期計画と実績

第1期計画の療養介護利用者数は、ほぼ計画どおり推移しています。

表5-19 療養介護の第1期計画と実績

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人）	10	10	11	9	12	10

② サービス提供事業所

平成20年10月現在、富山県内には療養介護提供事業所がなく、金沢市の国立病院機構 医王病院を利用しています。

③ 見込量

平成20年度と同じ10人と見込みました。なお、平成23年度末は、重症心身障害児施設が療養介護に移行することを勘案したものです。

表5-20 療養介護の見込量

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度末
利用者数 (人)	10	10	10	30

④ 見込量の確保策

国立病院機構医王病院および重症心身障害児施設あゆみの郷で対応できると考えられます。

(8) 児童デイサービス

児童デイサービスとは、障害のある児童が通所により日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を受けるものです。

① 第1期計画と実績

児童デイサービスの利用者数は計画を上回っていますが、利用延日数は計画を下回っています。これは、計画の1人あたり1か月利用延日数を3日間と見込みましたが、実績は約2.5日だったためです。

表5-21 児童デイサービスの第1期計画と実績

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数 (人)	134	156	139	152	144	164
利用延日数 (日/月)	402	347	417	392	432	405

② サービス提供事業所

平成19年度の市内児童デイサービス提供事業所は表5-22の5か所あり、基準該当事業所が9か所あります。

表5-22 児童デイサービス事業所別利用内訳（平成19年度分）

区 分	事 業 所 名	利用時間数	月平均利用者数
市内事業所	あゆみの郷	-時間	-人
	富山市恵光学園	1,461	79
	富山市福祉生協 ぼらハートのいえ	978	18
	つくしの家	1,503	29
	わいわい塾	27	4
基準該当	ありがた家	188	5
	おらとこ	16	1
	やまゆり	177	2
	神通さくら野	3	1
	しおんの家	10	1
	にぎやか	159	3
	ふらっと	39	1
	まめの木	5	1
	まいど家	96	1
市外事業所	高岡きずな学園	25	1
県外事業所	クオール	20	1
合 計		4,707	148

③ 見込量

児童デイサービス利用者は今後も増加すると見込み、月平均利用日数は3日と見込みました。

表5-23 児童デイサービスの見込量

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利 用 者 数 (人)	174	184	194
利用延日数 (日/月)	522	552	582

④ 見込量の確保策

市内の児童デイサービス提供事業所により見込量を提供できると考えられます。

(9) 短期入所

短期入所は、支援費制度における障害等種別（身体障害・知的障害・精神障害・障害児）ごとであったサービス体系が一本化されました。

① 第1期計画と実績

平成18年度および平成19年度は計画を下回っていますが、平成20年度はほぼ計画通りと見込んでいます。

表5-24 短期入所の第1期計画と実績

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人）	35	23	40	28	45	40
利用延日数（日／月）	140	120	160	121	180	182

② サービス提供事業所

平成20年10月現在、市内には表5-25のとおり19か所の短期入所提供事業所があります。

表5-25 市内の短期入所提供事業所（平成20年10月現在）

名 称	障害の種類	名 称	障害の種類
高志療護ホーム	身体	富山県立高志学園	障害児
ショートステイ わかくさの丘	身体	デイケアハウス にぎやか	身体・知的・精神・障害児
特別養護老人ホーム 喜寿苑	身体	ショートステイ このゆびとーまれ茶屋	身体・知的・精神・障害児
うさか寮	知的	はなまるショートステイサービス	身体・知的・精神・障害児
ショートステイ のぞみの丘	知的	ショートステイふるさとのあかり	身体・知的・障害児
ショートステイ ほほえみの丘	知的	あゆみの郷	身体・障害児
ショートステイ やまびこの丘	知的	ゆりの木の里	精神
野積園	知的・障害児	国立病院機構 富山病院	身体・知的・障害児
知的障害者更生施設 あざみ園	知的		
ショートステイ はるかぜの丘	知的		
しおんの家	身体・知的・精神・障害児		

③ 見込量

見込量は、平成18年度から平成20年度の利用実績の伸び率を参考に算出しました。

表5-26 短期入所の見込量

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数（人）	45	50	55
利用延日数（日／月）	225	250	275

④ 見込量の確保策

市内の短期入所事業所により、見込量は確保できると考えます。

(10) 旧法施設支援（通所）事業所

表5-27は、旧法施設支援（通所）事業所とその利用者の状況です。

表5-27 旧法施設支援（通所）利用状況

区分	事業所名		施設の 種類	定員	利用者数			
					平成18年10月	平成19年3月	平成20年3月	
身体 障害	高志福祉作業センター		授産	40人	28人	29人	31人	
	ラッコハウス		授産・療護	20	16	16	17	
	市外事業所	志貴野ホーム	療護	4	-	1	1	
知的 障害	富山市知的障害者通所更生センター		更生	40	41	40	39	
	知的障害者通所更生施設 萌黄		更生	20	15	15	15	
	知的障害者通所更生施設 ひまわりの郷		更生	20	15	15	22	
	富山市婦中知的障害者通所更生センター		更生	30	34	34	19	
	富山市知的障害者第2通所更生センター		更生	20	20	19	19	
	ふじなみ		授産	50	26	24	新体系	
	やぶなみ		授産	80	33	28	新体系	
	市外事業所	こもればの里作業所		更生	-	-	1	-
		かたかご苑		更生	30	2	1	-
		雷鳥苑		授産	-	1	1	2
	県外事業所	ワークセンター 紫香楽		授産	40	1	1	新体系
合 計					232	225	165	

### 3 居住系サービス

地域における障害のある人の居住の場としてのグループホームおよびケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設の入所または病院の入院から地域生活への移行を進めます。

#### (1) グループホーム・ケアホーム

グループホームおよびケアホームは、障害のある人が共同生活を行う住宅です。グループホームとケアホームの違いは、グループホーム利用者は介護を要しない人、ケアホーム利用者は介護を要する人となっていることです。グループホームおよびケアホームとも、平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

##### ① 第1期計画と実績

ケアホームの利用者数は、計画をかなり下回った数で推移しています。

表5-28 グループホーム・ケアホーム利用者数の第1期計画と実績

単位：人

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
グループホーム利用者数	60	82	87	89	120	90
ケアホーム利用者数	33	7	59	21	93	27

##### ② サービス提供事業所

平成20年3月現在、市内のグループホーム・ケアホームのサービス提供事業所は、14か所、定員171人です。



表5-29 グループホーム・ケアホーム事業所別利用状況

区分	事業所名	障害の種類	定員	利用者数					
				平成18年10月		平成19年3月		平成20年3月	
				グループ	ケア	グループ	ケア	グループ	ケア
グループホーム	共同生活援助事業所(めひの野園)	知的	31	15人	-人	15人	-人	14人	-人
	赤田ホーム	知的	4	4	-	4	-	3	-
	家路	精神	11	3	-	2	-	9	-
	つくしん坊	精神	6	4	-	4	-	4	-
	フレンドリーホーム	知的・精神	19	14	-	13	-	14	-
	フレンズ	精神	6	4	-	4	-	4	-
	静和	精神	15	13	-	14	-	14	-
	さくらホーム	精神	10	2	-	6	-	5	-
	フィールド・ラベンダー	精神	12	8	-	9	-	7	-
小計			114	67	-	71	-	74	-
併設グループホーム・ケアホーム	セーナー苑	知的	22	2	2	2	3	3	4
	ふれんどりーハウス	知的	4	1	1	1	1	1	2
	こころの学校富山北	知的・精神	6	-	-	-	1	2	3
	こころの学校八尾	知的・精神	5	-	3	-	3	-	2
	ゆりの木の里	精神	20	-	-	-	-	-	8
	小計			57	3	6	3	8	6
市外事業所				7	4	7	4	8	3
合計				77	10	81	12	88	22

③ 見込量

福祉施設からの移行者、精神科病院退院者をはじめとした新たな入居者等を勘案して、表5-30のとおりとしました。

表5-30 グループホーム・ケアホームの見込量

単位：人

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度末
グループホーム利用者数	99	108	117	139
ケアホーム利用者数	38	49	73	100

#### ④ 見込量の確保策

平成20年度のグループホーム・ケアホーム入居者数の見込みは117人、平成23年度末の見込量は239人です。平成20年度現在、本市のグループホーム・ケアホームの定員は171人ですが、これらには既に他市町村の利用者も入居していると考えられます。

平成20年度からグループホーム・ケアホームの新築・改修に対する国庫補助制度が設けられ、整備費の4分の3が助成されることになりました。富山県および富山市においては、平成20年度以前からグループホーム・ケアホームの整備費に対する補助制度を設けていましたが、国の補助制度ができたため、建物の購入に要する経費（150万円×定員を上限）および必要な備品の購入に係る経費（100万円を上限）に限定し、その負担割合は県が2分の1、市が4分の1、法人が4分の1としました。平成20年度は、この国・県・市の補助を受けて4か所のグループホーム・ケアホームが整備される見込みであり、計画期間中も各年4か所程度の助成を予定しています。

#### (2) 施設入所支援

施設に入所する障害のある人が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受ける事業です。障害者自立支援法施行前の療護施設、更生施設、授産施設などの入所者が受ける夜間のサービスのことです。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

##### ① 第1期計画と実績

平成20年度の本市の施設入所支援利用者の見込みは43人です。

表5-31 施設入所支援の第1期計画と実績

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人)	-	3	36	40	36	43

② サービス提供事業所

平成20年10月現在、施設入所支援に移行した市内の事業所はうさか寮（定員70人）だけです。なお、旧法施設支援（入所）の利用状況は、表5-32のとおりです。

表5-32 旧法施設支援（入所）利用状況

区分	施設の 種類	事業所名		定員	利用者数			
					平成18年10月	平成19年3月	平成20年3月	
身体 障 害	授産	高志授産ホーム		40人	14人	15人	14人	
		市外事業所	志貴野苑	40	6	6	5	
			マーシ園	60	21	21	20	
		県外事業所（3か所）			5	5	5	
	更生	高志更生ホーム		40	18	21	22	
		県外事業所（1か所）			3	3	2	
	療護	高志療護ホーム		90	43	45	44	
		わかくさの丘		60	28	28	29	
		市外事業所	志貴野ホーム	52	6	6	6	
			マーシ園	32	4	4	4	
			ひびき	20	2	2	2	
		県外事業所（3か所）			2	2	4	
	小計					152	158	157
	知的 障 害	授産	はるかぜの丘		80	40	43	39
市外事業所			新生園	50	15	15	14	
更生		のぞみの丘		60	27	25	24	
		ほほえみの丘		80	26	24	24	
		やまびこの丘		100	47	48	48	
		野積園		80	53	53	50	
		あざみ園		80	65	65	66	
		うさか寮		70	31	31	新体系	
		市外事業所	かたかご苑	50	3	3	2	
			新生園	50	8	8	8	
			溪明園	80	-	1	1	
			花椿	60	1	1	2	
いみず苑			50	13	13	13		
四つ葉園		80	10	10	10			
県外事業所（10か所）			14	14	13			
小計					353	354	314	
合計					505	512	471	

---

### ③ 見込量

利用者数は当該年度10月までに新体系に移行した施設の利用者数です。平成23年10月までに新体系に移行する施設は358人分、平成23年度末に新体系に移行する施設は107人分です。なお、平成20年10月から市内のあすなろセンターは、宿泊型自立訓練を実施しています。

表5-33 施設入所支援の見込量

単位：人

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度末
施設入所支援利用者数	42	276	358	465
旧法施設支援（入所）	491	252	152	-
宿泊型自立訓練	9	9	9	9

### ④ 見込量の確保策

第1期計画において、平成17年度末の全施設入所者数533人中、平成23年度末に施設入所支援を受ける人は405人としていましたが、第2期計画の地域移行者数は第1期計画よりかなり少なく、平成23年度末に施設入所支援を受ける人を465人と見込んでいます。市としては、速やかな新体系移行を促進していきます。

## 4 サービス利用計画の作成

サービス利用計画の作成とは、指定相談支援事業所が障害福祉サービスを利用する人であって、自らサービス利用を調整することが困難な単身の障害のある人等に対し、必要とするサービスの利用計画を作成し、事業所間の調整およびモニタリングを行うことです。

### ① 第1期計画と実績

計画期間中のサービス利用計画の作成は、平成20年度の1人だけです。

表5-34 サービス利用計画の作成の第1期計画と実績

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人)	-	-	10	-	10	1

### ② サービス提供事業所

平成20年10月現在、本市の相談支援事業所は、次のとおりです。

表5-35 相談支援事業所

名 称	対 象	名 称	対 象
自立生活支援センター富山	身体	フィールド・ラベンダー	精神
富山市障害福祉センター	身体	和敬会生活支援センター	精神
セーナー苑	知的	ゆりの木の里	精神
富山市恵光学園	障害児	あすなろセンター	精神

### ③ 見込量

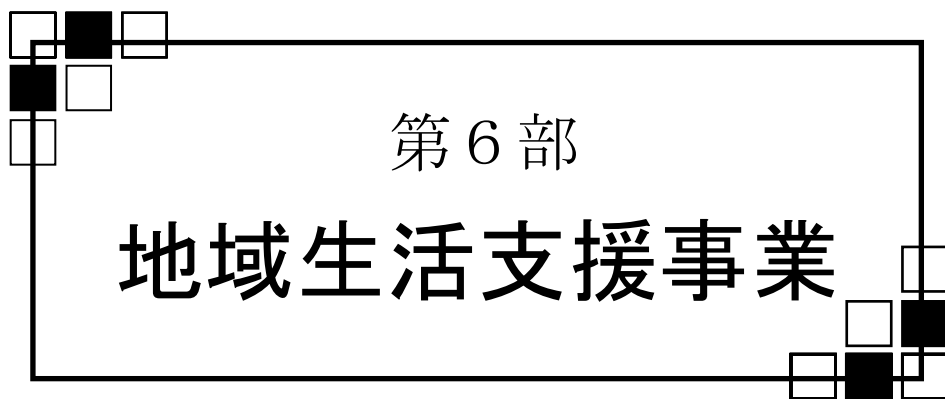
見込量は、次のとおりとしました。

表5-36 サービス利用計画作成の見込量 単位：人

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数	5	10	15

### ④ 見込量の確保策

平成20年10月現在、本市には指定相談支援事業所が8か所あり、対応できると考えられます。



第6部  
地域生活支援事業

# 1 地域生活支援事業の概要

## (1) 目的

地域生活支援事業は、障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的としています。

## (2) 事業内容

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。富山市が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

表6-1 実施する地域生活支援事業の種類

区 分		実 施 事 業
必 須 事 業	相 談 支 援 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者相談支援事業</li> <li>・ 障害児等療育支援事業</li> <li>・ 地域自立支援協議会</li> <li>・ 相談支援機能強化事業</li> <li>・ 成年後見制度利用支援事業</li> </ul>
	コミュニケーション 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手話通訳者設置事業</li> <li>・ 手話通訳者派遣事業</li> <li>・ 要約筆記者派遣事業</li> </ul>
	日常生活用具給付等事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター機能強化事業	
任 意 事 業	そ の 他 事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問入浴サービス事業</li> <li>・ 日中一時支援事業</li> <li>・ 更生訓練費支給事業</li> <li>・ 施設入所者就職支度金支給事業</li> <li>・ 自動車運転免許取得助成事業</li> <li>・ 自動車改造助成事業</li> <li>・ 生活支援事業</li> <li>・ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業</li> <li>・ 点字・声の広報等発行事業</li> <li>・ 奉仕員養成研修事業</li> </ul>

## 2 相談支援事業

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害のある人や家族、介護を行う人などからの相談に応じて、必要な情報提供や助言、権利擁護のための必要な援助等を行います。なお、本事業とは別に、市内に32か所ある地域包括支援センターにおいて、障害のある人の相談にも応じます。

### (1) 障害者相談支援事業・障害児等療育支援事業

社会福祉法人等に障害者相談支援事業・障害児等療育支援事業を委託し、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行い、あわせて、福祉サービス事業者等との連絡調整を実施します。

#### ① 第1期計画と実績

障害者相談支援事業所・障害児等療育支援事業所数は計画どおりです（表6-2）。障害者相談支援事業所・障害児等療育支援事業所および相談支援対象は、62頁の表5-35と同じです。

表6-2 相談支援事業所の第1期計画と実績

単位：か所

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
障害者相談支援事業	7	7	7	7	7	7
障害児等療育支援事業	1	1	1	1	1	1

#### ② 見込量

現在の8か所の事業所によって本市の障害者相談支援事業・障害児等療育支援事業は実施できると考えます。

### (2) 富山市障害者自立支援協議会

相談支援事業を効果的に実施するため、相談支援事業者、サービス事業者、雇用、教育など、関連する分野の関係者を含めたネットワークを構築し、地域における障害のある人等を支えるための仕組みづくりの中核的役割を果たす富山市障害者自立支援協議会を平成19年度に立ち上げ、地域の関係機関の連携強化に努めています。



(3) 相談支援機能強化事業

障害者相談支援事業を委託した社会福祉法人等に、相談支援専門員として精神保健福祉士等の資格を持つ専門職員を配置し、相談支援機能強化を図ります。相談支援機能強化事業の第1期計画と実績は、表6-3のとおりですが、今後もこの事業を継続して実施していきます。

表6-3 相談支援機能強化事業の第1期計画と実績 単位：か所

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
事業所数	4	4	4	4	4	4

(4) 成年後見制度利用支援事業

知的障害または精神に障害のある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費、後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、成年後見制度の周知を図るよう努めます。

第1期計画期間中には、成年後見制度利用支援事業利用者がありませんでした。障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、この制度の普及に努めます。

### 3 相談支援事業以外の必須事業

(1) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳などの方法により、障害のある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

① 第1期計画と実績

コミュニケーション支援事業の第1期計画と実績は、表6-4のとおりです。なお、障害者福祉プラザに手話通訳者が常駐しています。

表6-4 コミュニケーション支援事業の第1期計画と実績

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話通訳者派遣事業利用者数（人／月）	35	39	40	38	45	38
要約筆記者派遣事業利用者数（人／月）	6	-	9	3	9	1
手話通訳者設置事業（か所）	1	1	1	1	1	1

## ② 見込量

見込量は、過去の実績から算出しました。

表6-5 コミュニケーション支援事業の見込量

単位：人／月

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
手話通訳者派遣事業利用者数	45	50	55
要約筆記者派遣事業利用者数	5	8	10
合 計	50	58	65

## ③ 見込量の確保策

手話通訳者派遣事業および要約筆記者派遣事業については、富山市聾唖福祉協会との連携により、サービスの提供体制を整えます。障害者福祉センターで実施している手話通訳者設置事業については、その運営体制の充実を図る方向で検討していきます。今後は、富山県聴覚障害者センターと連携を図りながら、障害のある人に事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。

### (2) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具は、「介護・訓練支援用具（入浴担架、特殊寝台など）」「自立生活支援用具（入浴補助用具、便器など）」「在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）」「情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置など）」「排泄管理支援用具（ストーマ用装具、紙おむつなど）」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の6種類に大別されました。障害のある人が安定した日常生活を送ることができるよう、事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

① 第1期計画と実績

日常生活用具給付件数の第1期計画と実績は、表6-6のとおりです。ストーマ用装具などの排泄管理支援用具の給付が多くなっています。

表6-6 日常生活用具給付件数の第1期計画と実績 単位：件/月

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
介護・訓練支援用具	3	3	3	2	3	2
自立生活支援用具	3	4	3	5	3	3
在宅療養等支援用具	4	4	4	4	4	2
情報・意思疎通支援用具	6	7	6	7	6	8
排泄管理支援用具	576	557	618	530	666	580
居宅生活動作補助用具	1	1	1	1	1	1

② 見込量

計画期間の見込量は表6-7のとおりとし、利用者のニーズに応じて給付します。

表6-7 日常生活用具給付件数の見込量 単位：件/月

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護・訓練支援用具	3	3	3
自立生活支援用具	5	5	5
在宅療養等支援用具	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	8	8	8
排泄管理支援用具	580	580	580
居宅生活動作補助用具	1	1	1

(3) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害がある人が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。

① 第1期計画と実績

移動支援事業の利用者数はほぼ計画どおりですが、利用延時間数は計画を下回っています。

表6-8 移動支援事業の第1期計画と実績

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
事業者数(か所)	11	11	12	11	13	11
利用者数(人)	20	25	23	22	26	25
利用延時間(時間/月)	91	33	108	56	127	62

## ② 見込量

第1期計画期間の実績を参考に、次のように算出しました。

表6-9 移動支援事業の見込量

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数(人)	30	35	40
利用延時間(時間/月)	120	140	160

## ③ 見込量の確保策

移動支援事業の利用のしくみを継続し、視覚障害や知的障害、精神障害のある人の外出、社会参加を支援していきます。また、グループ支援型の実施について検討を行います。

## (4) 地域活動支援センター

障害のある人が地域活動支援センターに通い、地域の実情に応じ創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を受けることにより、障害のある人の地域における自立生活と社会参加の促進を図ります。地域活動支援センターは、従来の障害者デイサービスセンターや精神障害者地域生活支援センター、共同作業所等で就労継続支援などの障害福祉サービスの日中活動系サービスに移行しないところが該当します。

### ① 第1期計画と実績

地域活動支援センターは、わずかながら計画を下回って推移しています。

表6-10 地域活動支援センターの第1期計画と実績

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
事業者数(か所)	4	4	17	18	23	19
利用者数(人)	153	146	337	320	403	338
利用延時間(時間/月)	3,366	3,212	7,414	7,040	8,866	7,436

## ② 見込量

地域活動支援センターの利用者数は、第3部の表3-9の日中活動系サービス利用量の見込みを基にして算出しました。

表6-11 地域活動支援センターの見込量

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度末
事業所数(か所)	17	18	20	24
利用者数(人)	328	340	358	465
利用延時間(時間/月)	7,216	7,480	7,876	-

## ③ 見込量の確保策

地域活動支援センターの新規の利用見込みは、精神に障害のある人が中心になると考えられます。現行の医療系の事業所の参入とともに、NPO法人などによる身体に障害のある人および知的障害のある人を含めた就労の場や居場所づくりを促進していきます。

# 4 任意事業

## (1) 訪問入浴サービス事業

自宅以外での入浴が困難な障害のある人に、浴槽を持ち込み居宅での入浴サービスを提供し、清潔の保持・心身機能の維持を図ります。

### ① 第1期計画と実績

第1期計画期間中の訪問入浴サービス事業の利用者数は、2人でした。

表6-12 訪問入浴サービス事業の第1期計画と実績

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
事業者数(か所)	-	-	-	-	1	1
利用者数(人)	-	-	-	-	5	2
利用延回数(回/月)	-	-	-	-	40	8

## ② 見込量

訪問入浴サービス事業の見込量は、表6-13のとおり見込みました。

表6-13 訪問入浴サービス事業の見込量

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
事業所数(か所)	1	1	1
利用者数(人)	5	5	5
利用延回数(回/月)	20	20	20

## ③ 見込量の確保策

現在、訪問入浴サービスを提供している事業所によって、見込量は確保できると考えます。

## (2) 日中一時支援事業

日中一時支援事業とは、障害のある人が日中活動する場を設ける事業であり、従来の日帰りショートステイもこれに該当します。

### ① 第1期計画と実績

日中一時支援事業の実績は、計画を上回った数値で推移しています。

表6-14 日中一時支援事業の第1期計画と実績

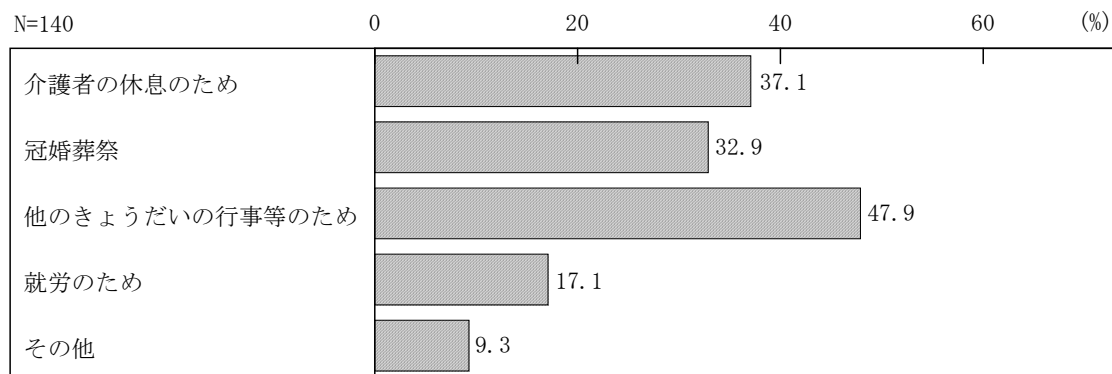
区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
事業者数(か所)	22	22	27	27	30	27
利用者数(人)	63	87	90	114	99	120
利用延回数(回/月)	147	155	181	255	199	323

② 日中一時支援事業のニーズ等

「日中一時支援事業をどんな理由で利用しましたか。また、どんな時に利用したいと思いますか」という設問に対しては、「他のきょうだいの行事等のため」(47.9%)、「介護者の休息のため」(37.1%)、「冠婚葬祭」(32.9%)などが高い率となっています(図6-1)。

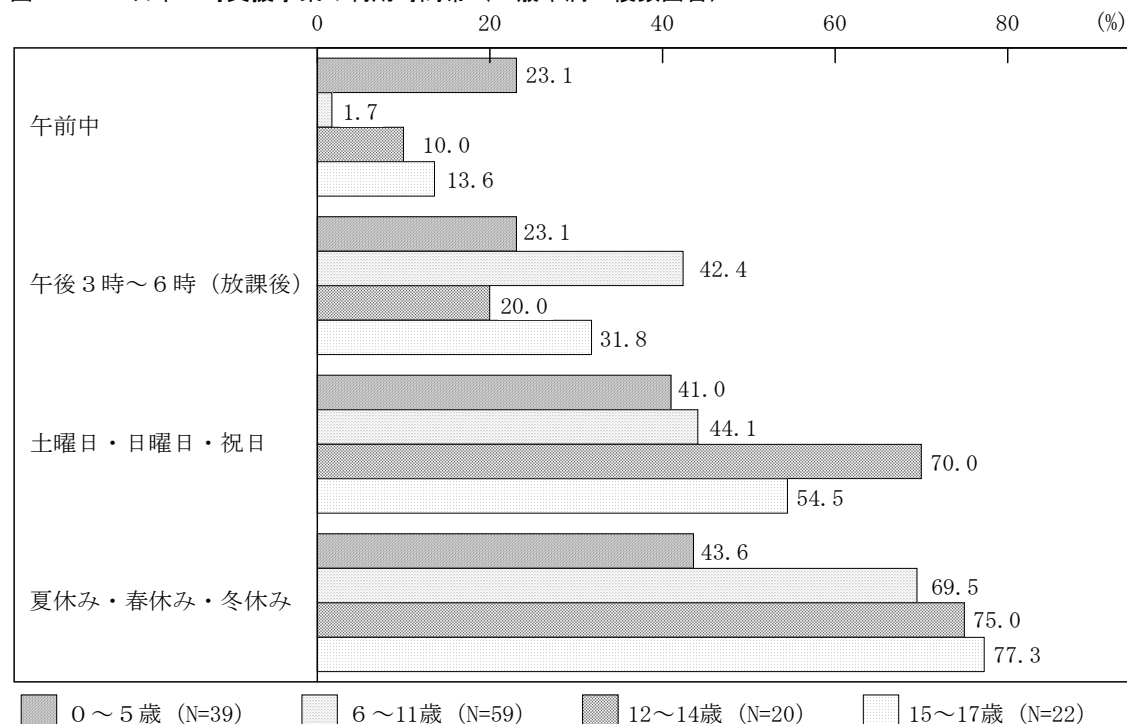
「日中一時支援事業を利用したい時間帯はいつですか」という設問に対しては、中学生・高校生の「夏休み・春休み・冬休み」「土曜日・日曜日・祝日」が非常に高くなっています(図6-2)。

図6-1 日中一時支援事業の利用理由(18歳未満・複数回答)



資料:「自立支援サービス利用者調査報告書」

図6-2 日中一時支援事業の利用時間帯(18歳未満・複数回答)



資料:「自立支援サービス利用者調査報告書」

### ③ 見込量

平成18年度から平成20年度の利用実績および前頁のニーズ等を参考に、表6-15のとおりの見込量としました。

表6-15 日中一時支援事業の見込量

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
事業所数(か所)	27	27	27
利用者数(人)	130	140	150
利用延回数(回/月)	390	420	450

### ④ 見込量の確保策

平成20年度現在、日中一時支援事業提供事業所が27か所あり、見込量は確保できると考えられます。

### (3) そのほかの任意事業

見込量は設定しませんが、次の事業も本市の任意事業として実施します。これらの事業については、ニーズに応じて支給あるいは実施します。

#### ○更生訓練費支給事業

身体障害者更生施設などでの訓練に要する費用の一部を支給する事業です。

#### ○施設入所者就職支度金支給事業

福祉施設の入所および通所者が就職等により自立する場合に就職支度金を支給する事業です。

#### ○自動車運転免許取得助成事業

障害のある人が、自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成する事業です。

#### ○自動車改造助成事業

障害のある人が、障害ゆえの必要により、自らが運転する自動車を改造する際に要する費用の一部を助成する事業です。

#### ○生活支援事業

障害のある人などに対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する事業です。

#### ○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等に



資するためおよび障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する事業です。

○点字・声の広報等発行事業

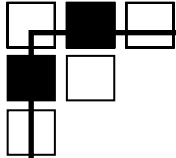
点字・声の広報等を発行して、視覚に障害のある人に必要な情報を提供する事業です。

○奉仕員養成研修事業

点訳奉仕員・朗読奉仕員・要約筆記奉仕員・手話奉仕員を養成する講習会を開催する事業です。

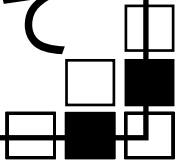
表6-16 そのほかの任意事業の第1期実績

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込み)
更生訓練費支給事業	利用者数(人/月)	45	46	46
施設入所者就職支度金支給事業	利用者数(人/年)	1	-	1
自動車運転免許取得助成事業	利用者数(人/年)	3	-	5
自動車改造助成事業	利用者数(人/年)	13	9	16
生活支援事業	利用者数(人/月)	30	33	33
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	開催延回数(回/年)	401	428	440
点字・声の広報等発行事業	発行点数(点/年)	48	48	48
奉仕員養成研修事業	開催延回数(回/年)	73	77	77



第7部

計画の推進に向けて



## 1 障害者自立支援協議会

### (1) 地域自立支援協議会

基本指針においては、「相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方」として、次のように述べています。

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。このため、地域の実情に応じ、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会（以下「地域自立支援協議会」という。）を設けるとともに、その在り方を明確に示すことが必要である。

その際、地域自立支援協議会は、関係者が抱える個々のケースに基づき、地域の課題について情報を共有しながら具体的に協議する場であることに留意する必要がある。例えば、障害児支援においては、障害児のライフステージに応じた適切な相談支援が行えるよう、一つの支援機関だけがニーズを抱え込まないように、関係機関のネットワークの在り方、地域支援体制の中軸となる相談支援体制の在り方について協議する場であることに留意する必要がある。

### (2) 富山市障害者自立支援協議会

富山市障害者自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議を行うことを目的として平成19年度に設置し、その協議事項は次のとおりとしています。

- ①委託相談支援事業者の運営評価等に関すること
- ②困難事例への対応のあり方に関すること
- ③地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること
- ④地域の社会資源の開発、改善に関すること
- ⑤その他障害者の保健福祉向上のため必要となる事項

富山市障害者自立支援協議会において、上記①～④について協議するのは当然のことですが、障害者計画・障害福祉計画の推進のために、計画の推進状況、実施事業等に対する評価を行い、効果的かつ適切な事業の推進に努めます。

さらに、上記の役割を果たすための体制について、検討を深めていきます。

---

---

## 2 一般就労への移行支援

就労移行支援等を実施しても、その受け皿となる一般就労先がなければ、障害のある人の一般就労は広がりません。障害のある人の一般就労への移行を支援するため、障害のある人の就労・雇用の場の確保に努め、雇用機会の拡大を図ります。

### (1) 事業者への啓発、広報

○障害のある人ができるかぎり一般就労できるよう、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、障害者雇用について、地元の工場や商店など事業者の理解を促進するための啓発に努めます。

○事業者に対し、障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金や税制上の優遇措置等の周知を図ります。

### (2) 雇用機会の拡大

○障害のある人の就労促進のため、就労相談や就労情報の提供を推進します。

○障害のある人の雇用環境に特別の配慮を行い、障害のある人を集中的に雇用する特例子会社の設置の普及に努めます。

### (3) 雇用・就労の支援

○就労を希望する障害のある人の就労に至る支援や障害のある人の就労を継続するための支援を行う障害者就業・生活支援センターのPRを行います。

○障害のある人の側に立つ就労援助者が職場に出向いて仕事を共にするジョブコーチ制度や、視覚・聴覚に障害のある人の業務を補助するヒューマンアシスタントの普及を図ります。

○障害のある人の雇用を促進するため、事業主に対する支援の充実を図ります。

○障害のある人が働きやすい職場環境にするための啓発活動に努めていきます。

○就労と生活全般の安定を図るため、職場訪問、家庭訪問などによる就労支援体制の充実を図ります。

○国・県と連携して、障害のある人の特性に配慮した職業リハビリテーションの充実を促進します。

### 3 介護保険サービス提供事業所の利用

介護保険の訪問介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所等は、本市に数多くあります。これらの事業所は、障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所等を実施することは可能と考えられます。そうすれば、障害のある人も自宅の近くの事業所のサービスを受けることが可能です。富山型デイサービスの発祥の地である本市は、介護保険サービスの介護サービス提供事業所をはじめ、介護保険担当部署と連携して、障害福祉サービスの介護サービス提供量の充実と障害特性に留意したサービスの質の向上をめざします。

### 4 虐待防止に対する取組み

児童および高齢者を対象とする虐待防止法は、それぞれ定められていますが、障害のある人を対象とする虐待防止法は制定されていません。

高齢者虐待防止法に定める虐待の種類は、①身体的暴力による虐待、②日常生活の世話の放棄、③心理的外傷を与える虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待であり、児童虐待防止法に定める虐待の種類は、前記①②③④とされています。障害のある人に対する虐待も、ほぼ同じ分類でいいと考えられます。特に、③④⑤の虐待は、外部の人が発見することが困難なケースが多いと考えられます。

虐待は、人間としての尊厳を無視した基本的人権を侵害する行為であることを認識して、日々介護にあたるホームヘルパーや施設職員、相談業務を担当する職員、民生委員・児童委員、近隣住民等がその発見に努め、行政を含めた関係機関が連携して解決に当たらなければなりません。

市においては、障害者自立支援協議会を活用して、福祉事務所、児童相談所、心の健康センター、保健所、消費生活センター、障害者（児）団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの構築、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応など、虐待防止に向けたシステムの整備に取り組んでいきます。

また、住民からの虐待に関する通報があった場合にどのような対応を行うのか関係者の合意による対応システムについて検討します。

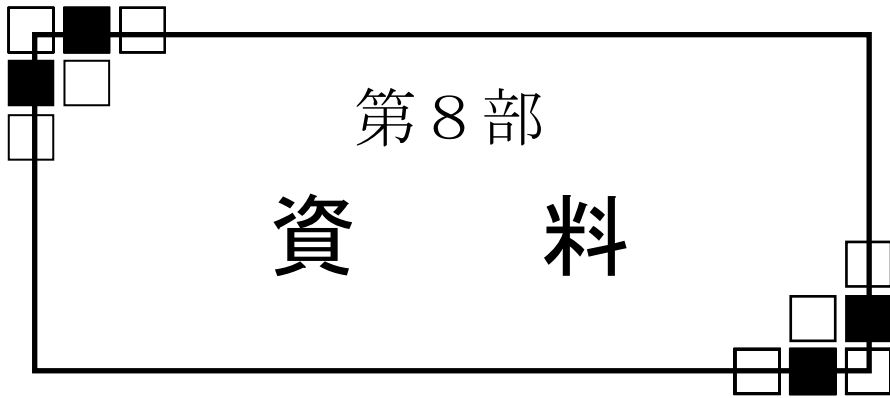
---

---

## 5 広報・啓発

この計画は、行政が中心になって、福祉、医療、労働分野の関係者や障害福祉サービス提供事業所等の協力を得て進めていく必要があります。また、サービスを受けることができる人が、サービス内容・手続き等を知らなければサービスを受けることができません。

この計画および障害者自立支援法のサービス等の広報・啓発に努めます。



## 第1 数値目標のまとめ

## 1 障害福祉サービス

区分	単位	実績		見込み				
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
訪問系サービス	利用者数 (人)	144	150	160	175	190	210	
	利用延時間数 (時間/月)	4,133	4,303	4,960	5,425	5,890	6,510	
日中活動系サービス	生活介護	利用者数 (人)	75	137	151	152	354	460
		利用延日数 (日/月)	744	1,702	3,111	3,192	7,434	9,660
	自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人)	1	1	2	2	3	3
		利用延日数 (日/月)	3	12	24	24	36	36
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人)	1	46	63	65	71	73
		利用延日数 (日/月)	4	320	660	975	1,065	1,095
	就労移行支援	利用者数 (人)	1	31	37	43	49	54
		利用延日数 (日/月)	22	448	670	860	980	1,080
	就労継続支援 (A型)	利用者数 (人)	-	8	15	18	23	33
		利用延日数 (日/月)	-	115	231	360	460	660
就労継続支援 (B型)	利用者数 (人)	57	272	280	319	385	427	
	利用延日数 (日/月)	963	4,384	4,869	6,380	7,700	8,540	
療養介護	利用者数 (人)	10	9	10	10	10	10	
児童デイサービス	利用者数 (人)	156	152	164	174	184	194	
	利用延日数 (日/月)	347	392	405	522	552	582	
短期入所	利用者数 (人)	23	28	40	45	50	55	
	利用延日数 (日/月)	120	121	182	225	250	275	
居住系サービス	グループホーム	利用者数 (人)	82	89	90	99	108	117
	ケアホーム	利用者数 (人)	7	21	27	38	49	73
	施設入所支援	利用者数 (人)	3	40	43	51	285	367
相談支援 (サービス利用計画の作成)	利用者数 (人)	-	-	1	5	10	15	

(注) 平成21年度以降の「施設入所支援」に「宿泊型自立訓練」9人分を含む。



## 2 地域生活支援事業

区分	単位	実績		見込み					
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
必須事業	障害者相談支援事業	事業所数(か所)	7	7	7	7	7	7	
	障害児等療育支援事業	事業所数(か所)	1	1	1	1	1	1	
	手話通訳者派遣事業	利用者数(人)	39	38	38	45	50	55	
	要約筆記者派遣事業	利用者数(人)	-	3	1	5	8	10	
	日常生活用具	介護・訓練支援用具	利用者数(件/月)	3	2	2	3	3	3
		自立生活支援用具	利用者数(件/月)	4	5	3	5	5	5
		在宅療養等支援用具	利用者数(件/月)	4	4	2	4	4	4
		情報・意思疎通支援用具	利用者数(件/月)	7	7	8	8	8	8
		排泄管理支援用具	利用者数(件/月)	557	530	580	580	580	580
		居宅生活動作補助用具	利用者数(件/月)	1	1	1	1	1	1
		移動支援事業	利用者数(人)	25	22	25	30	35	40
	地域活動支援センター	利用者数(人)	146	320	338	328	340	358	
任意事業	訪問入浴サービス事業	利用者数(人)	-	-	2	5	5	5	
	日中一時支援事業	利用者数(人)	87	114	120	130	140	150	

## 第2 自立支援サービス利用者調査の概要

ここでは、平成20年9月に実施した自立支援サービス利用者調査のまとめと考察を収載します。

### 1 調査の概要

#### (1) 調査の目的

この調査は、障害者自立支援法による障害福祉サービス支給決定者および障害福祉サービス支給決定を受けていない地域生活支援事業受給者証所持者に、平成18年度から施行された障害者自立支援法によるサービスの影響等についてお聞きし、「第2期富山市障害福祉計画」策定の基礎資料とすることを目的に行いました。

#### (2) 調査方法等

- 抽出方法 全数
- 調査票の配布・回収 郵送配布・郵送回収
- 調査基準日 平成20年9月1日
- 調査期間 平成20年9月2日～9月15日

#### (3) 回収結果

- 配布数 1,244人
- 回収数 657人
- 有効回答数 652人
- 有効回答率 52.4%

## 2 住居・生活場所

現在の住まいは、「持ち家」が最も高くなっていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者の「グループホーム」もかなり高い率です（図8-1）。

今後の生活場所については、「自宅（持ち家、借家、公営住宅等）」が最も高くなっていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者と療育手帳所持者の「グループホーム」が10%を超えています（図8-2）。

図8-1 現在の住まい

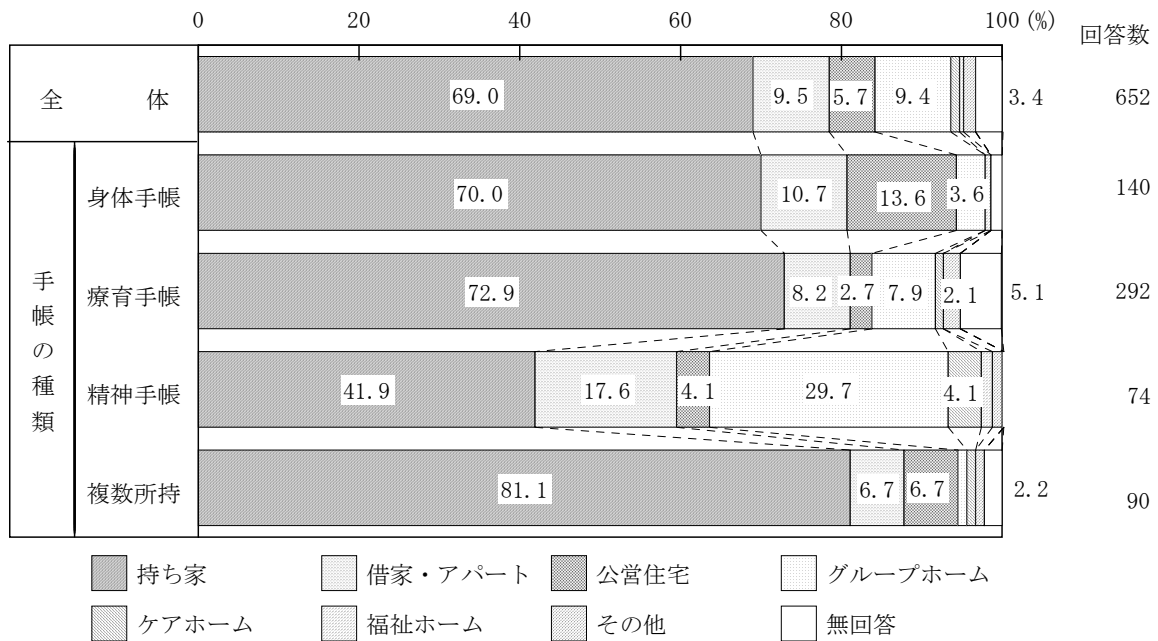


図8-2 これからの生活をどこで送りたいか

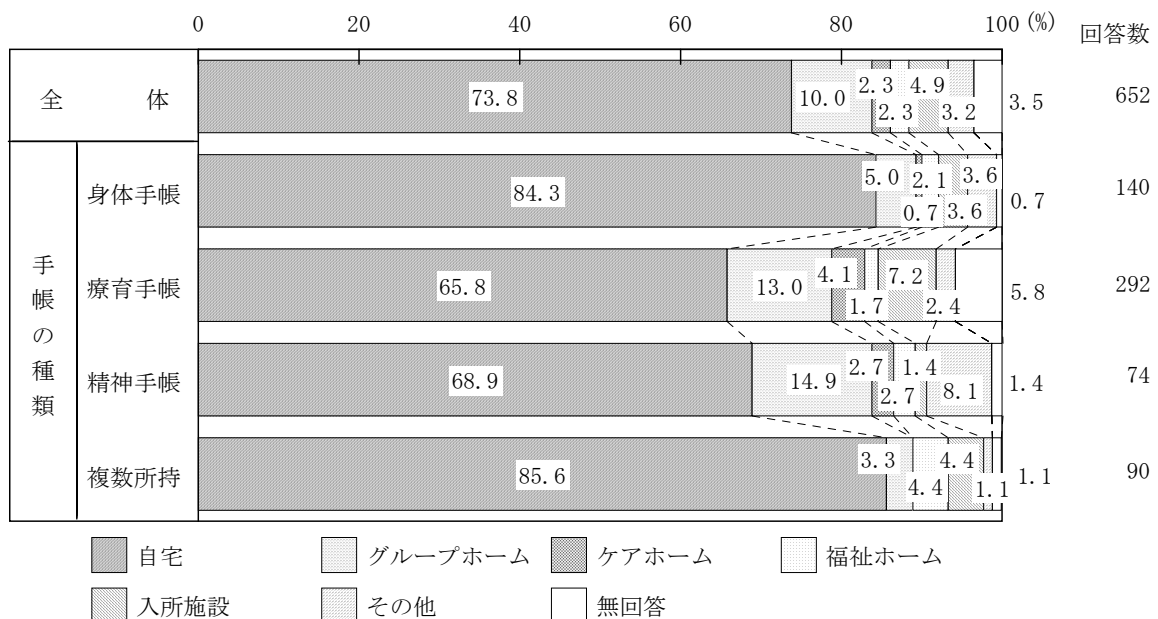
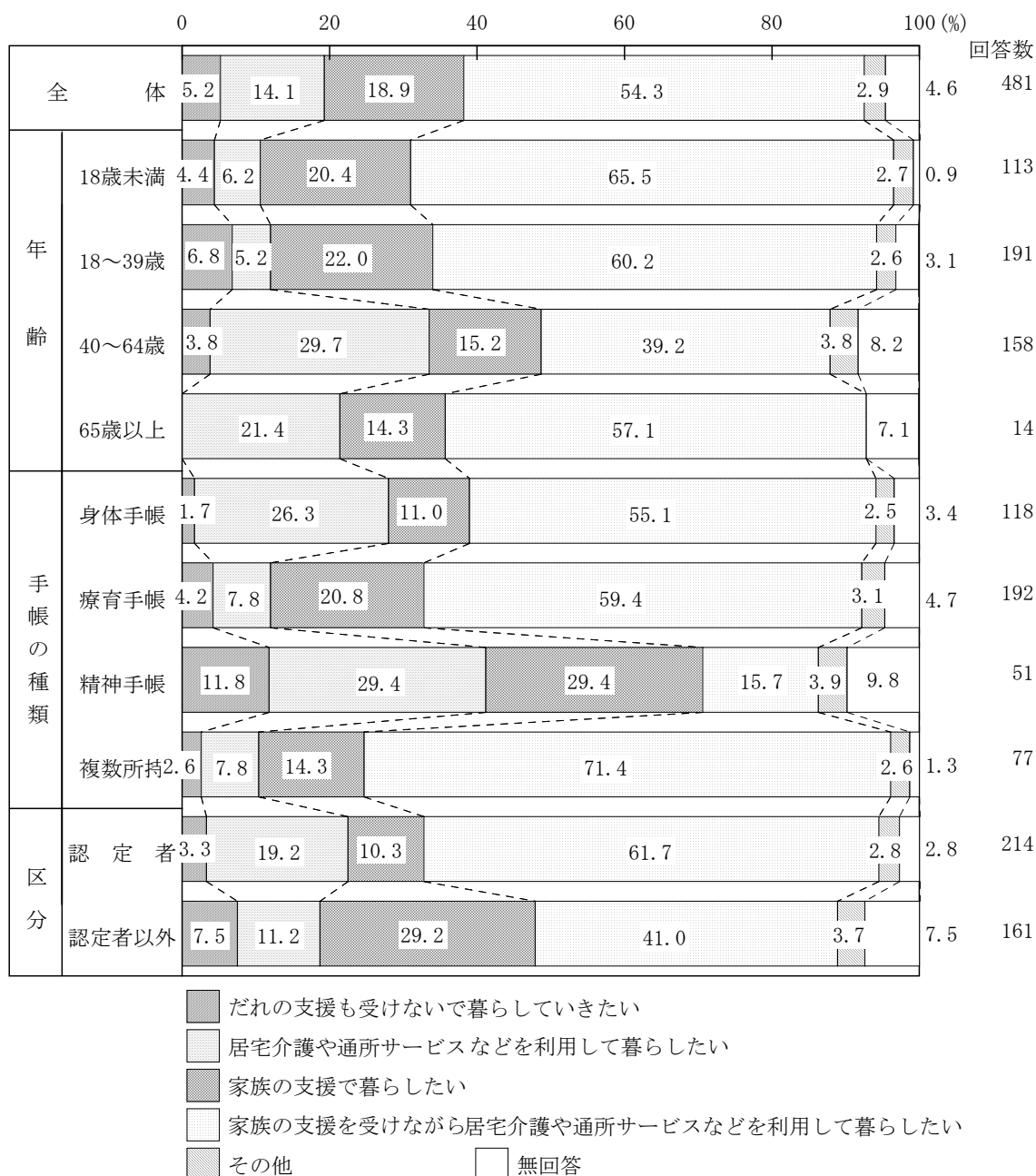


図8-3は、前問で「自宅」と答えた481人に、これからの生活をどのように送りたいかたずねた結果です。「家族の支援を受けながら居宅介護や通所サービスなどを利用して暮らしたい」が54.3%を占め、「だれの支援も受けなくて暮らしていきたい」はわずか5.2%です。精神障害者保健福祉手帳所持者は、「だれの支援も受けなくて暮らしていきたい」「家族の支援で暮らしたい」が他より高く、「家族の支援を受けながら居宅介護や通所サービスなどを利用して暮らしたい」が低くなっています。

図8-3 これからの生活を自宅でどのように送りたいか



### 3 外 出

過去1年間にどれくらい外出したかを聞いたところ、若年齢層ほど外出回数が多くなっています（図8-4）。

図8-5は、1番多い外出先・外出目的を3ポイント、2番目を2ポイント、3番目を1ポイントとして計算した結果を百分率でグラフ化したものです。この結果、18歳未満は「通勤・通学」、18～39歳は「施設利用」「買い物・食事」、40～64歳は「買い物・食事」「施設利用」、65歳以上は「買い物・食事」「通院」が高くなっています。今後は、18～64歳の「通勤」の比率を高める環境整備が望まれます。

図8-4 過去1年間の外出回数

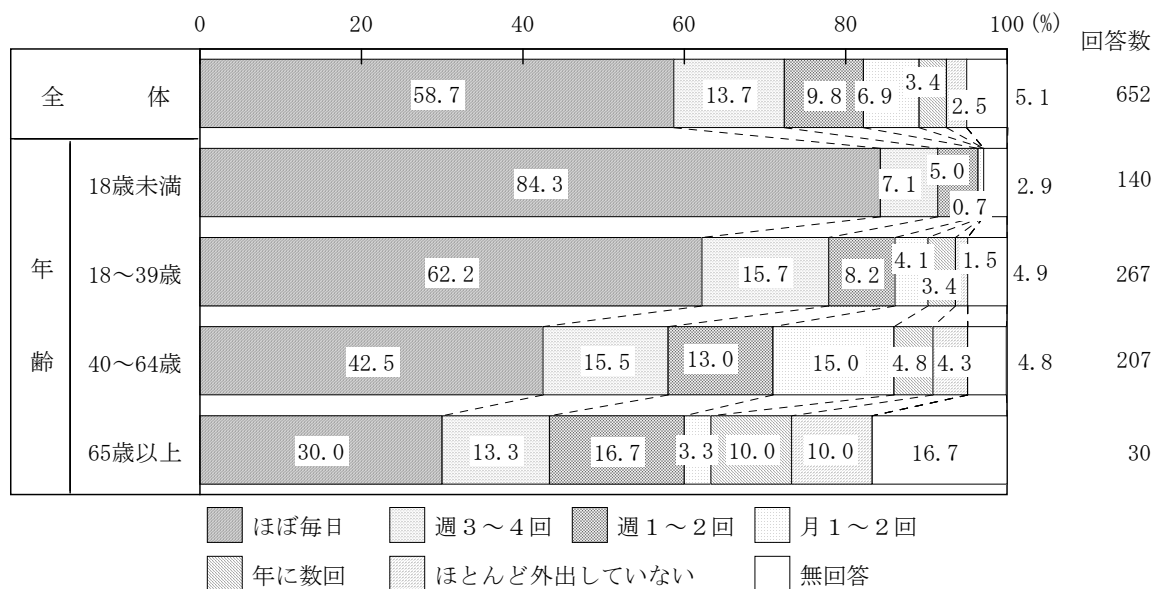
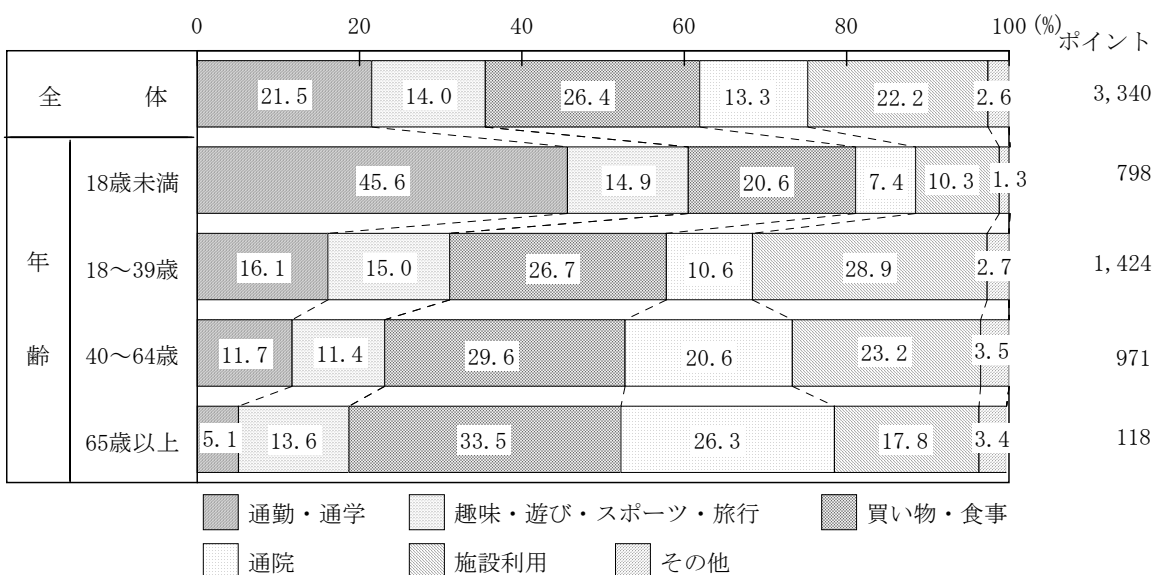


図8-5 外出先・外出目的のまとめ



## 4 障害福祉サービス等

### (1) 障害福祉サービス等の利用度・周知度

障害福祉サービス等を「利用している」が最も高いのは児童デイサービスの65.7%ですが、これは18歳未満の障害福祉サービス支給決定者を集計したものです。障害福祉サービス支給決定者のすべてを集計したサービスでは、補装具（19.5%）、旧法施設支援（通所）（18.1%）などが高くなっています。「知らない」と無回答の合計は、療養介護（77.5%）、行動援護（71.2%）、重度訪問介護（68.8%）などをはじめ、かなり高くなっています。

図8-6 障害福祉サービス等の利用度・周知度

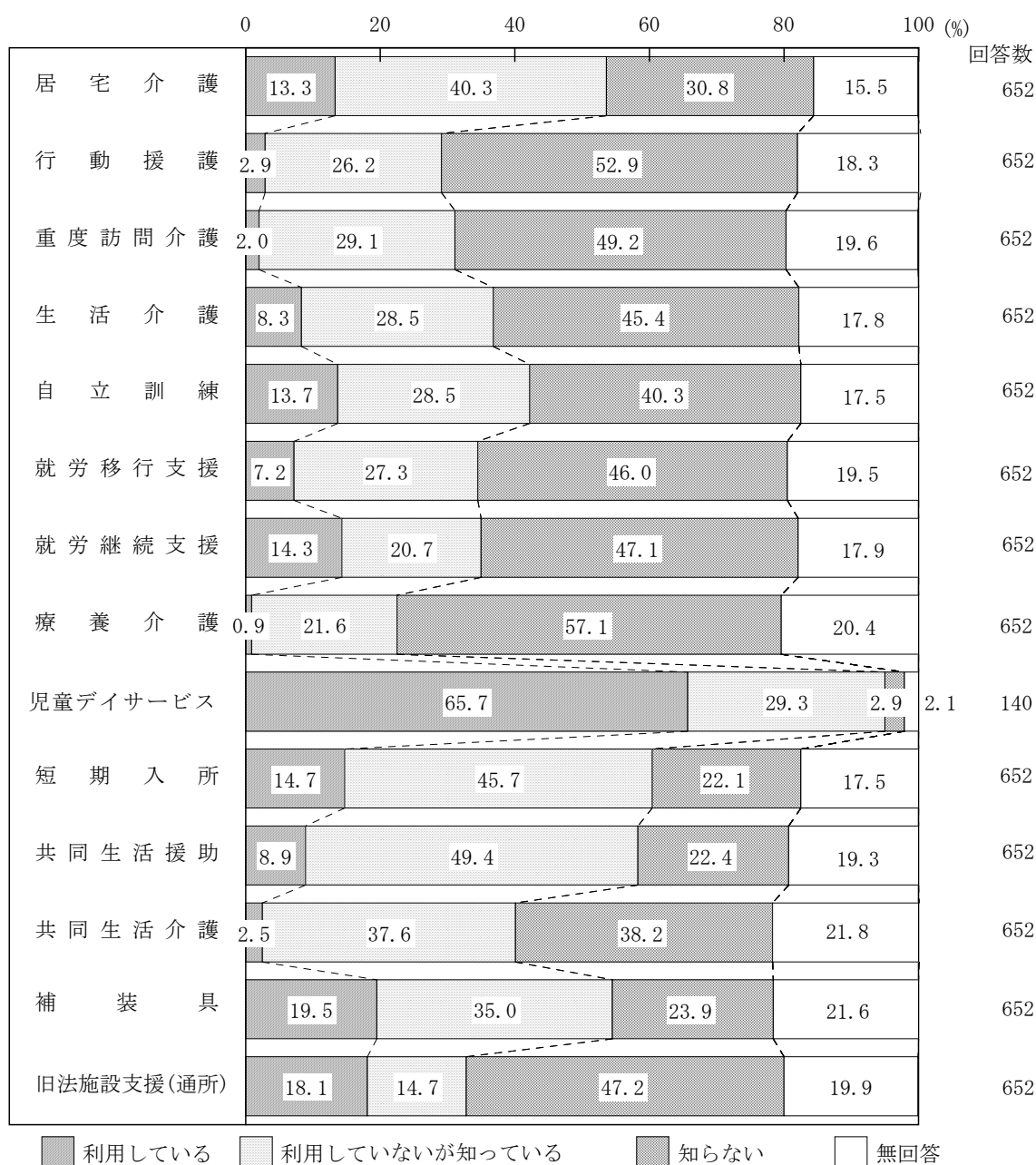
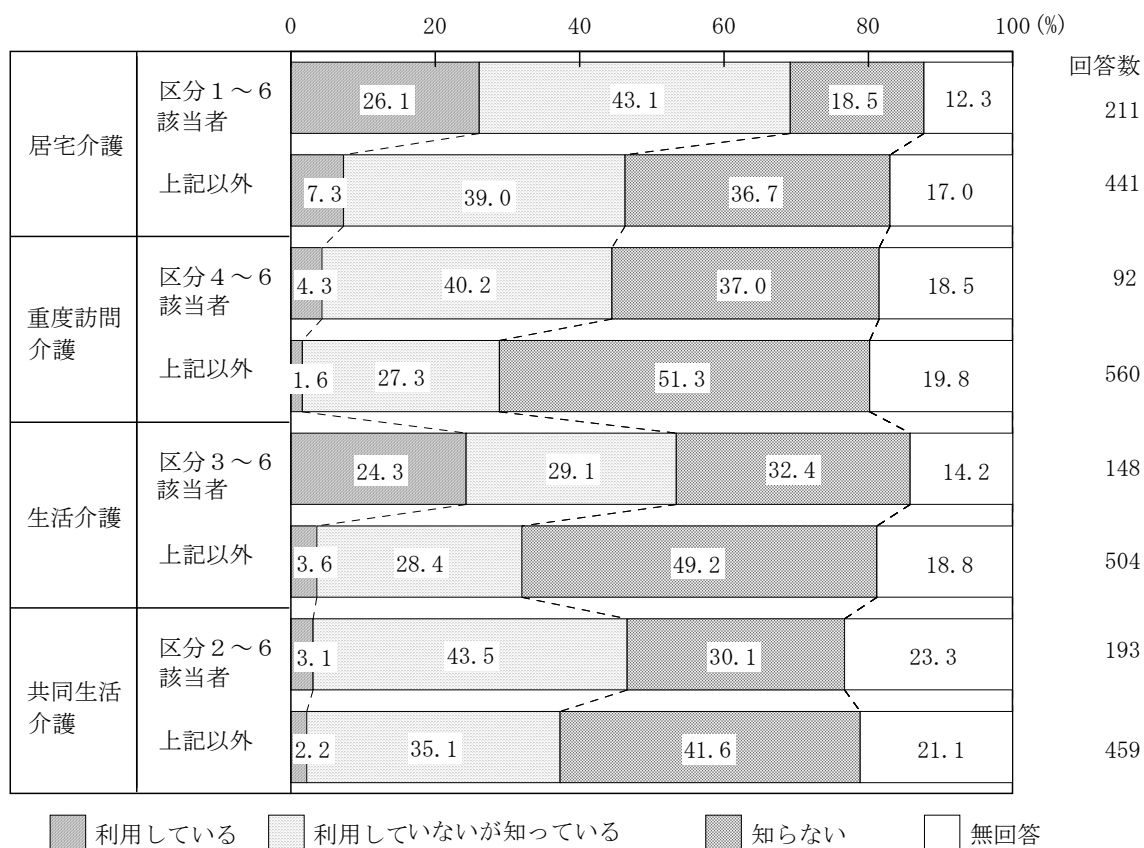


図8-7は、障害福祉サービスの介護給付のうち、利用者の障害程度区分が限定されている居宅介護、重度訪問介護、生活介護および共同生活介護について、利用区分該当者とそうでない人の比較をしたものです。当然のことながら、「上記以外」で「利用している」と答えている人は、そのサービスが利用できないので、誤って記入されたと考えられます。「利用している」と「利用していないが知っている」の合計は、利用区分該当者がかなり上回っています。しかし、利用区分該当者の重度訪問介護および共同生活介護の「知らない」と無回答が50%を超えているなど、サービスが十分知られているとは言えません。平成15年度に支援費制度が施行され、平成18年度からは障害者自立支援法に変更されるというように、目まぐるしく変わる制度に当事者の多くがついていけない実態が垣間見えます。

図8-7 利用区分が限定されている介護給付の利用度・周知度



(2) 障害者自立支援法によるサービスの良くなった点と悪くなった点

図8-8は、障害者自立支援法によるサービスの良くなった点と悪くなった点の回答を比較したものです。良くなった点が悪くなった点を大きく上回っているのは、「希望する日時に利用」「事業所や職員の対応」、悪くなった点が良くなった点を大きく上回っているのは、「授産賃金（工賃）」「利用者負担」です。

図8-9の1～5は、それぞれのサービスを「利用している」と答えた人のサービスの評価です。「希望する日時」は児童デイサービス以外は良くなったが高く、「サービス量」は通所系サービスと短期入所の増えたが高く、「利用者負担」は訪問系サービス、通所系サービス、就労移行支援・就労継続支援の軽くなった率が高く、児童デイサービスの重くなったが高くなっているなど、それぞれのサービスの利用者によって異なることがわかります。

図8-8 障害者自立支援法によるサービスの良くなった点と悪くなった点（複数回答）

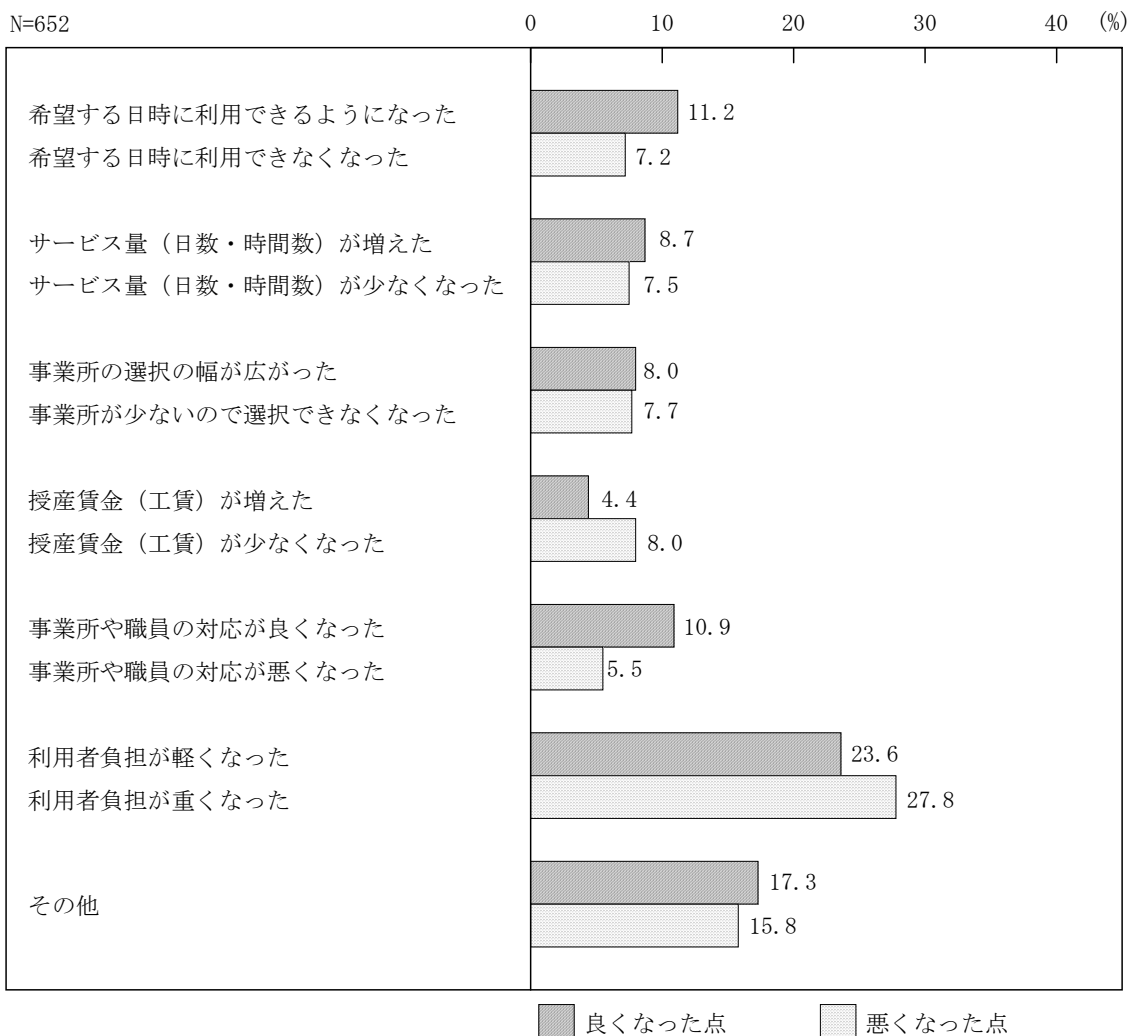
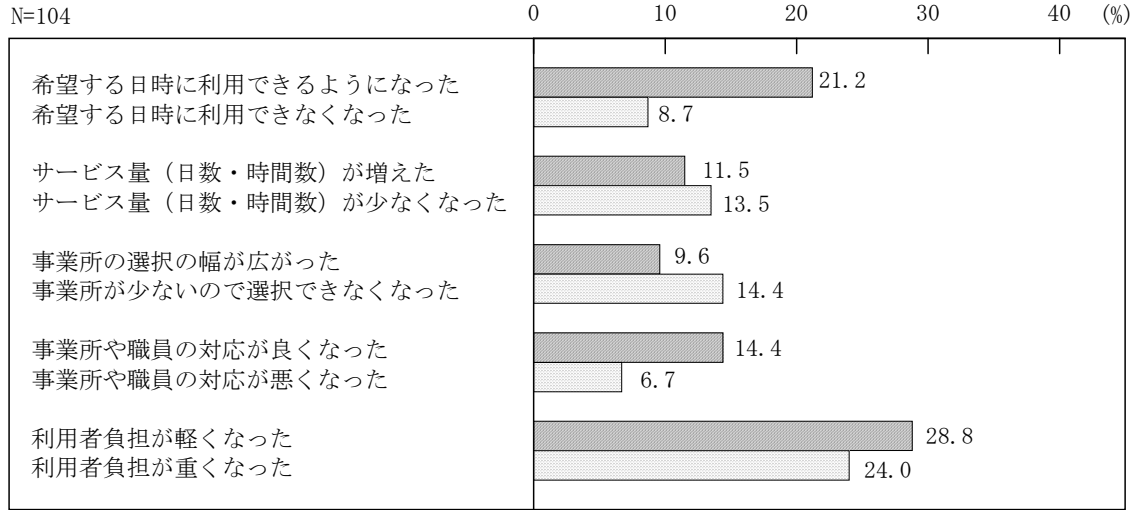


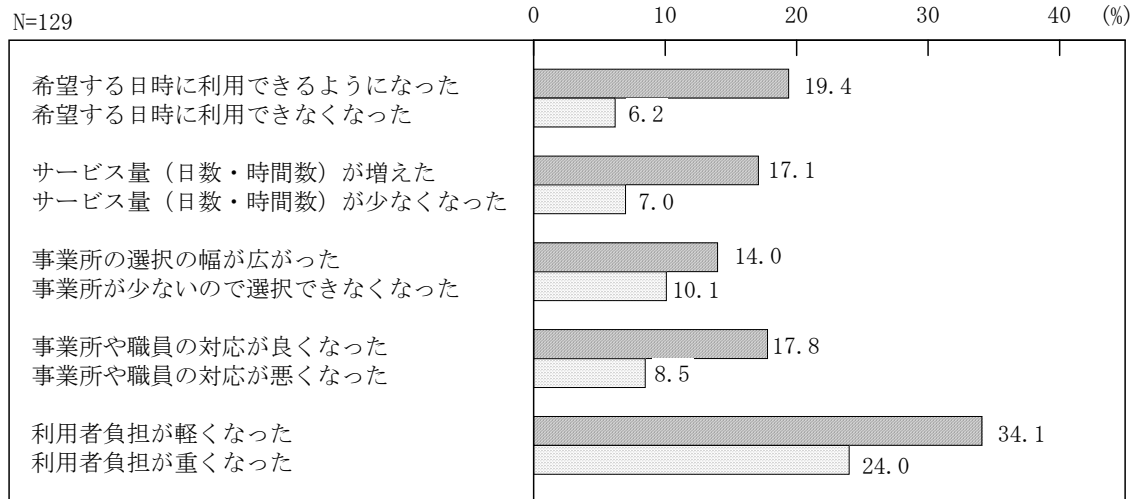


図8-9 障害者自立支援法によるサービスの良くなった点と悪くなった点（各サービス利用者・複数回答）

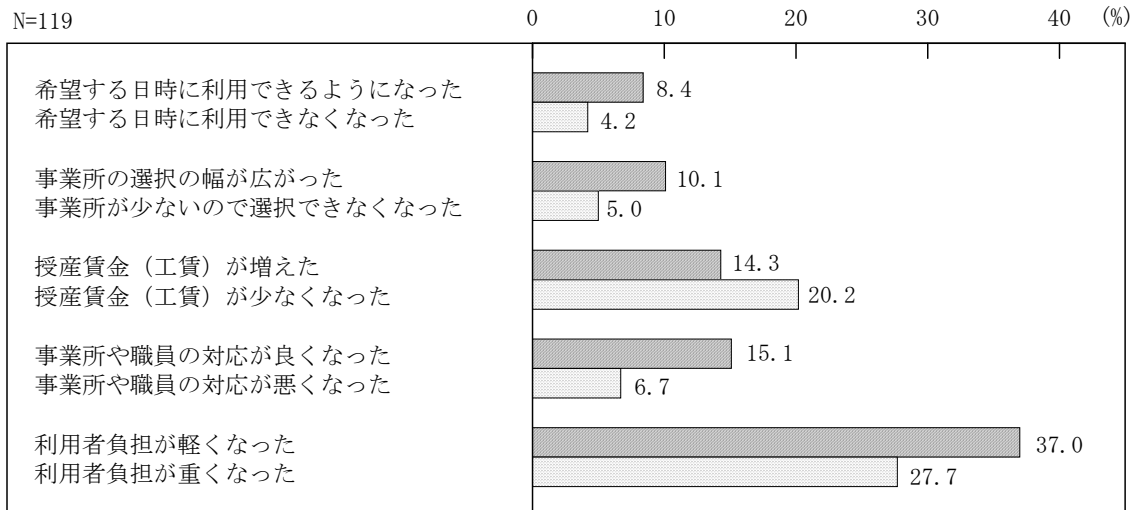
1 訪問系サービス（居宅介護・行動援護・重度訪問介護）



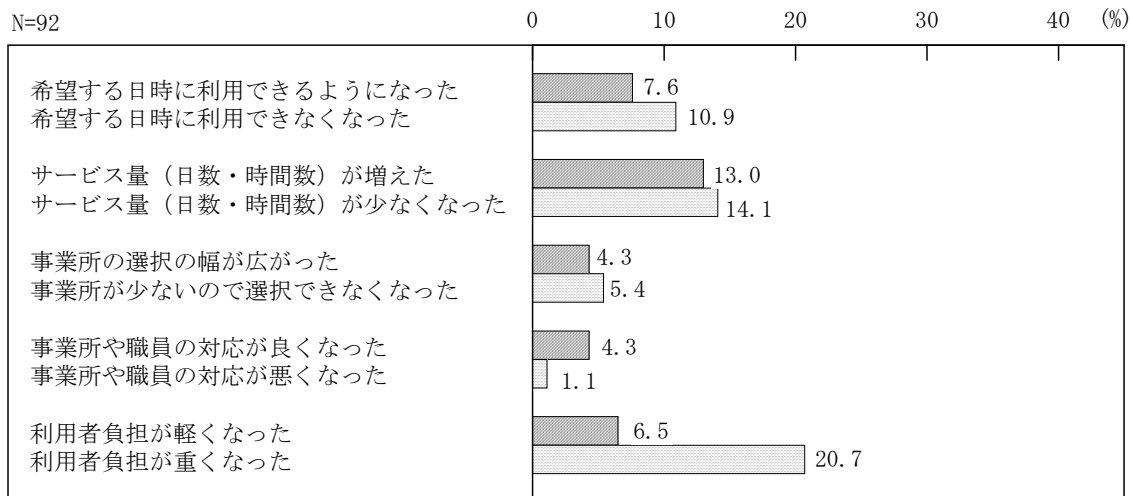
2 通所系サービス（生活介護・自立訓練）



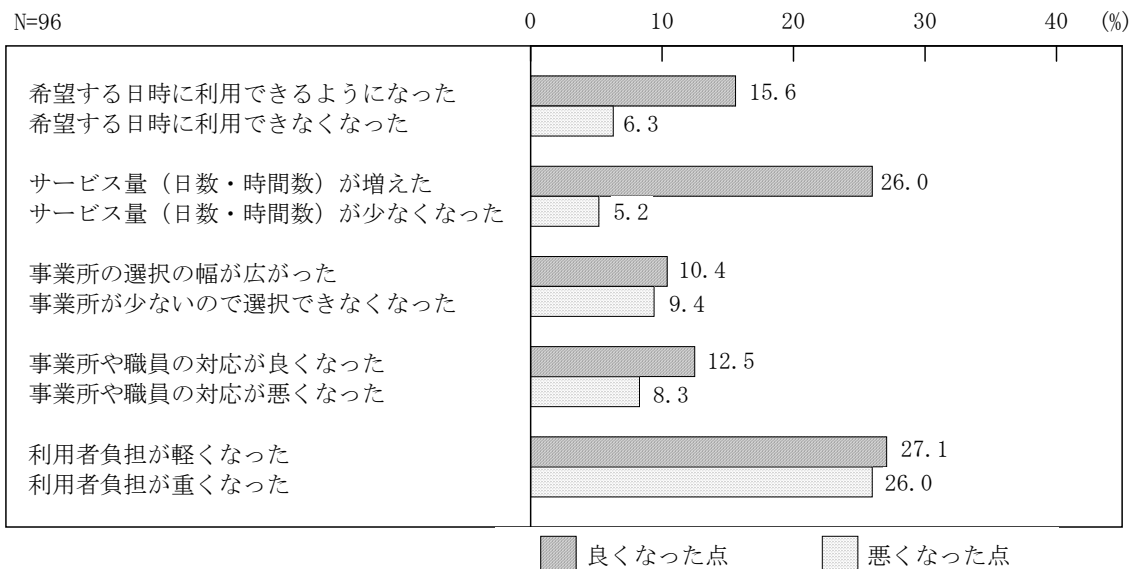
3 就労移行支援・就労継続支援



4 児童デイサービス



5 短期入所



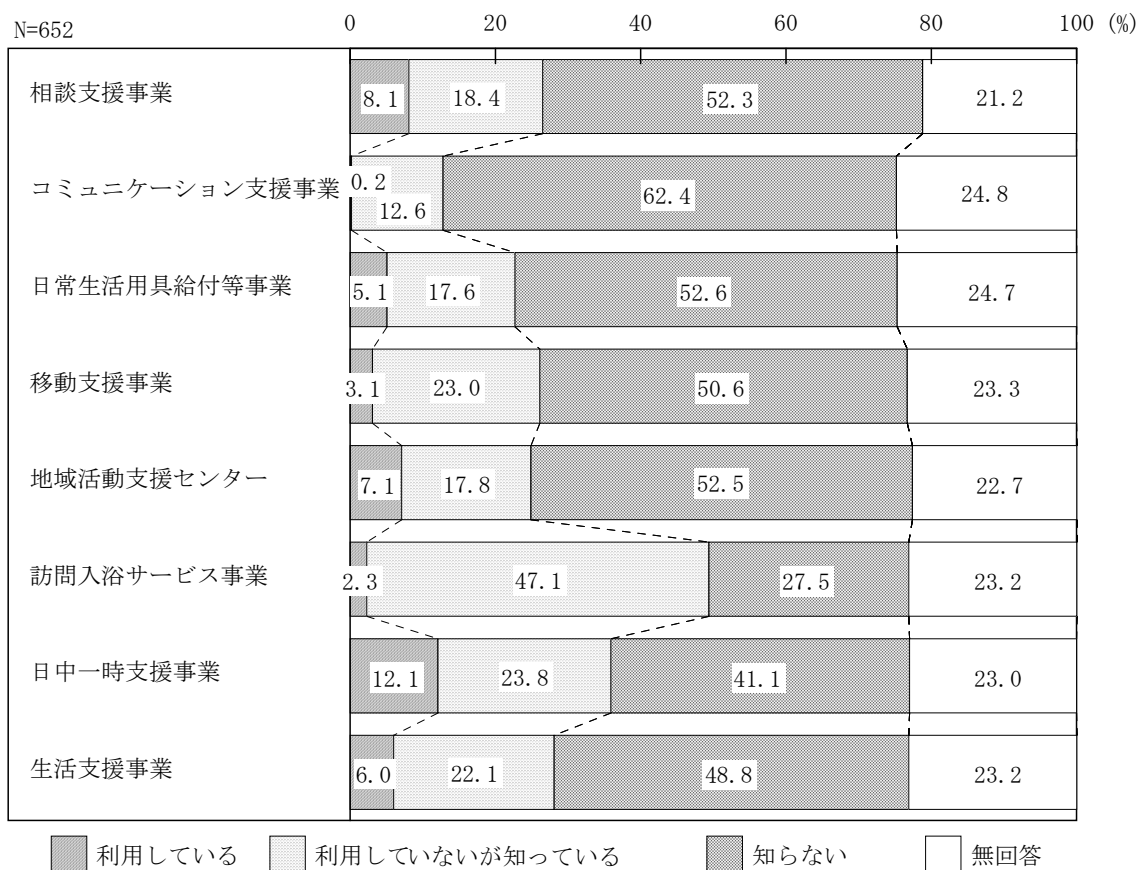
- (注) 1 1～5のサービスを「利用している」と回答した人を集計した。  
 2 利用者が少ないサービス等は省略した。  
 3 不用と思われる選択肢は省略した。

## 5 地域生活支援事業

### (1) 地域生活支援事業の利用度・周知度

調査対象の8事業のうち、「利用している」が10%を超えているのは、日中一時支援事業（12.1%）だけです。一方、「知らない」と無回答の合計が70%を下回っているのは、訪問入浴サービス事業および日中一時支援事業の2事業にすぎません。「利用している」と「利用していないが知っている」と答えた率が最も高い訪問入浴サービス事業でも49.4%しかありません。サービスは知らないと利用できない可能性が高くなりますから、情報提供に努めていく必要があります。

図8-10 地域生活支援事業の利用度・周知度



(2) 地域生活支援事業によるサービスの良くなった点と悪くなった点

図8-11は、地域生活支援事業によるサービスの良くなった点と悪くなった点の回答を比較したものです。悪くなった点が良くなった点を上回っているのは、「利用者負担」と「事業所の選択」です。

図8-12の1～6は、それぞれのサービスを「利用している」と答えた人のサービスの評価です。「利用者負担」は生活支援事業以外、「希望する日時」は日中一時支援事業以外は良くなったが高くなっているなど、それぞれのサービス利用者によって大きく違ってきます。

図8-11 地域生活支援事業によるサービスの良くなった点と悪くなった点（複数回答）

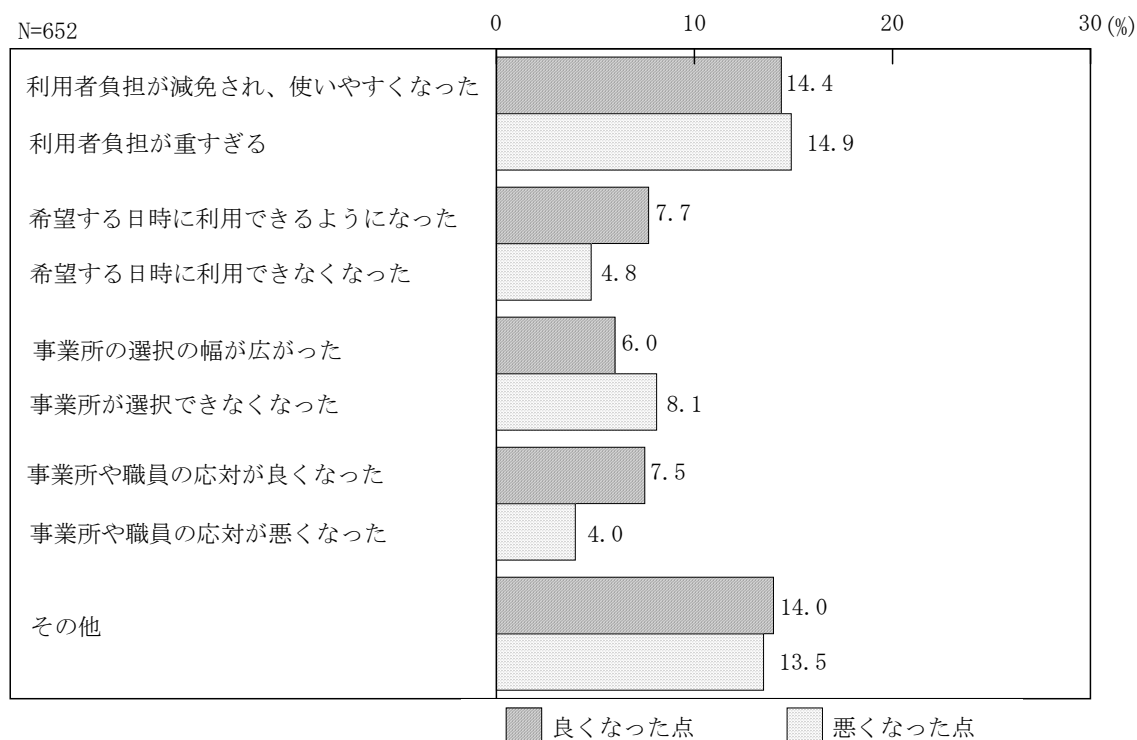
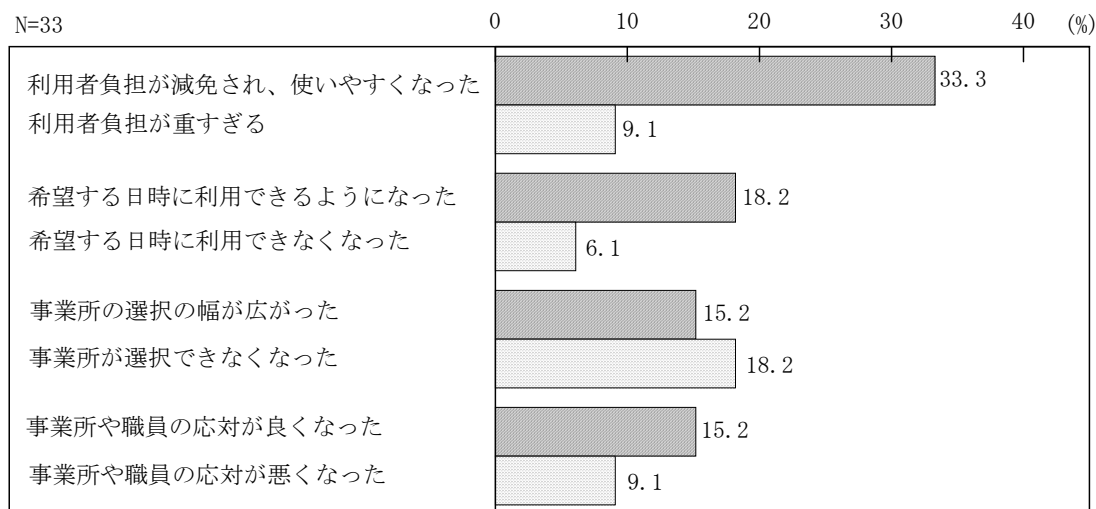
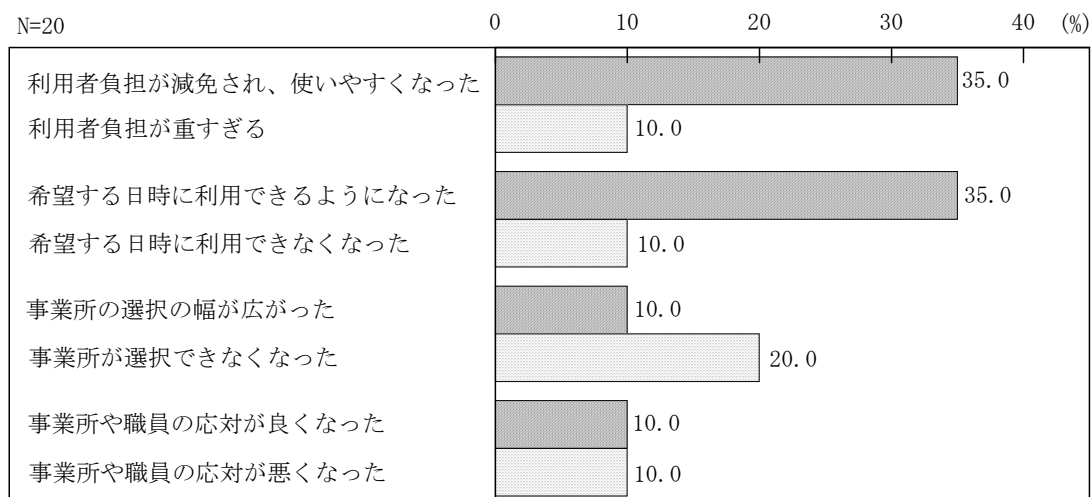


図8-12 地域生活支援事業によるサービスの良くなった点と悪くなった点（各サービス利用者・複数回答）

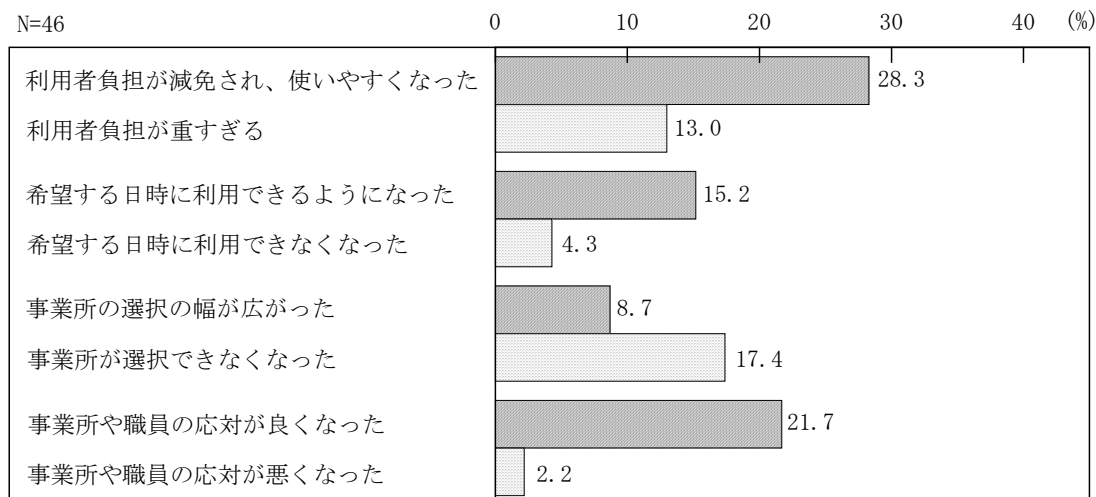
1 日常生活用具費支給等事業



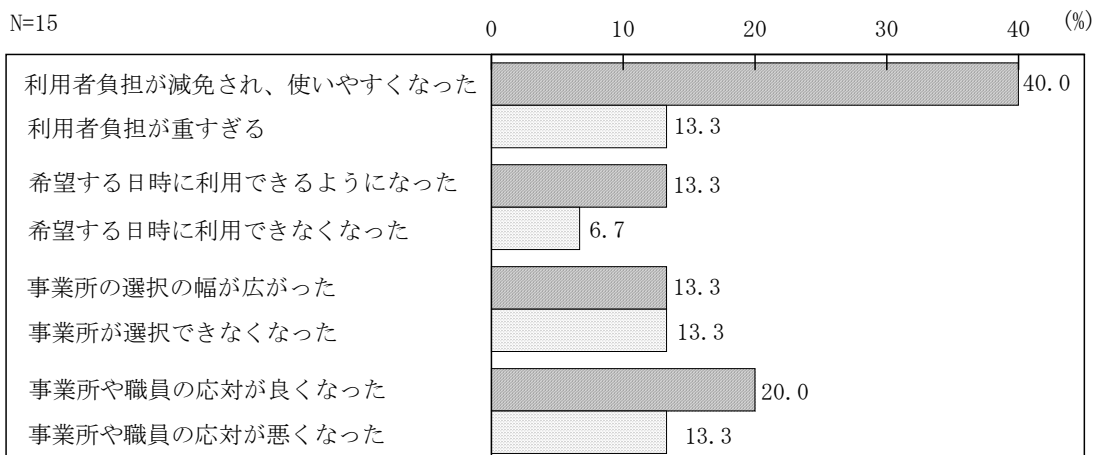
2 移動支援事業



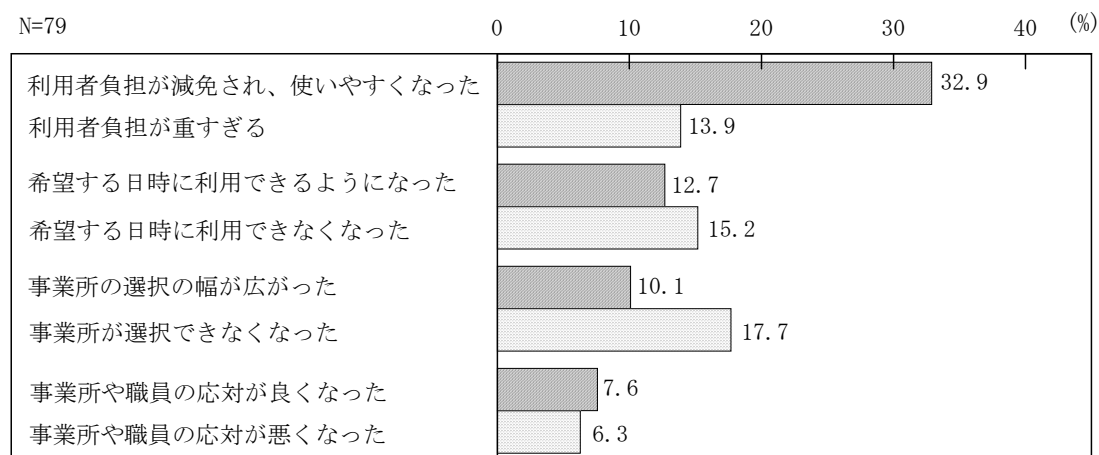
3 地域活動支援センター



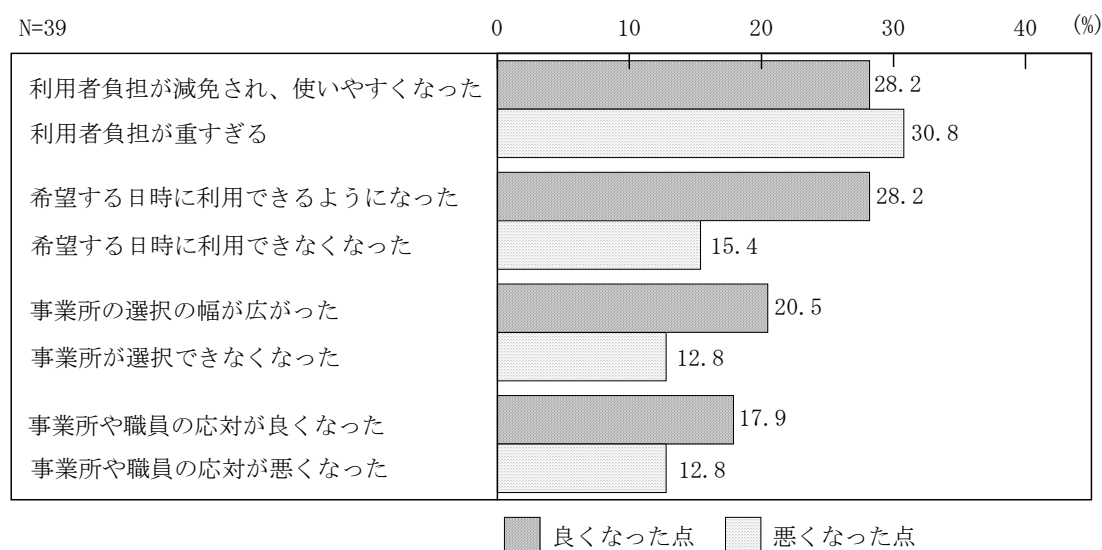
4 訪問入浴サービス事業



5 日中一時支援事業



6 生活支援事業



- (注) 1 1～6のサービスを「利用している」と回答した人を集計した。  
 2 利用者が少ないサービス等は省略した。  
 3 不用と思われる選択肢は省略した。

---

## 第3 富山市障害者自立支援協議会

### 1 富山市障害者自立支援協議会設置要綱

#### (設置)

**第1条** 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第1号に規定する事業（次条第1号において「相談支援事業」という。）をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議を行うため、富山市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

**第2条** 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関すること
- (5) その他障害者の保健福祉向上のため必要となる事項

#### (組織)

**第3条** 協議会は20人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・保健事業等の関係者
- (3) 障害者施設の代表者
- (4) 障害者関係団体の代表者
- (5) 教育・雇用機関の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

#### (任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

**第5条** 協議会に会長1人、副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。副会長は会長が指名する。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(相談支援ワーキング)

第7条 相談支援に関する課題を検討すること及び協議会を円滑に運営するため、相談支援ワーキングを設置することとする。

- 2 相談支援ワーキングは、行政及び委託相談支援事業者により組織する。
- 3 相談支援ワーキングは、協議会に参画する。

(専門支援ワーキング)

第8条 専門的分野（発達障害、就労等）の支援方策や福祉サービス以外の支援、サービス基盤の欠如等の問題への対応のあり方等を検討するため、随時、各専門支援ワーキングを設置することとし、専門支援ワーキングはその協議結果を相談支援ワーキング及び協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。



## 2 富山市障害者自立支援協議会委員名簿

(17名)

委嘱区分	氏名	役職名
学識経験者	宮田伸朗 (会長)	富山短期大学教授
	野村忠雄	医師(身体) 富山県高志リハビリテーション病院長
	本田万知子	医師(知的・精神) 富山県心の健康センター嘱託医
福祉・保健事業等の関係者	大島哲夫 (副会長)	富山市社会福祉協議会会長
	菊川祐介	富山市民生委員児童委員協議会会長
	高井秀雄	富山市自治振興連絡協議会副会長
障害者施設の代表者	日水秀	高志療護ホーム施設長
	高木英範	セーナー苑苑長
	濱崎邦正	ゆりの木の里統括施設長
障害者団体の代表者	多賀清成	富山市身体障害者福祉協議会会長
	中田隆志	富山市手をつなぐ育成会会長
	山崎乙吉	障害者(児)を守る富山市連絡会会長
	寺田秀雄	富山市精神障害者家族会等連絡会委員
教育・雇用機関の代表者	阿部美穂子	富山大学人間発達科学部准教授
	富田博	サクラパックス(株)総務部長
	藤永敦也	グッドクラスター人事担当者、附属養護保護者
	吉田勉	ハローワーク統括職業指導官

## 第4 第2期富山市障害福祉計画策定経過

年 月 日	内 容
平成20年9月1日 ～平成20年9月15日	サービス利用者のニーズ把握のためのアンケート調査実施
平成20年10月28日	平成20年度第1回富山市障害者自立支援協議会 ○アンケート調査結果について
平成21年1月27日	平成20年度第2回富山市障害者自立支援協議会 ○第2期富山市障害福祉計画（案）について ・総論、サービス利用者の属性等 ・数値目標等
平成21年2月9日 ～平成21年2月22日	パブリックコメントの実施
平成21年3月3日	平成20年度第3回富山市障害者自立支援協議会 ○第2期富山市障害福祉計画（案）について ・パブリックコメントの結果について ・前回の自立支援協議会に基づく修正（案）について